

# 参議院風水害対策特別委員会会議録第八号

(五〇)

昭和三十四年十一月十一日(水曜日)午後一時四十七分開会

## 委員の異動

本日委員羽生三七君及び向井長年君辞任につき、その補欠として松永忠二君及び田上松衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君  
理事 稲浦 鹿蔵君  
重政 庸徳君  
田中 一君  
成瀬 幡治君  
小平 芳平君  
田上 松衛君  
森 八三一君

## 委員

秋山俊一郎君  
井上 清一君  
石谷 憲男君  
江藤 智君  
木村篤太郎君  
草葉 隆圓君  
古池 信三君  
小林 武治君  
小山邦太郎君  
齋藤 昇君  
山本 米治君  
吉江 勝保君  
米田 正文君  
清澤 俊英君  
栗山 良夫君  
小酒井義男君  
藤田藤太郎君

## 國務大臣

松永 忠二君  
安田 敏雄君

## 文部大臣

松田竹千代君

## 政府委員

内閣官房長官 椎名悦三郎君  
文部大臣官房長 齋藤 正君  
文部省社会 福田 繁君  
教育局長 繁君  
文部省管理局長 小林 行雄君

本日の会議に付した案件

## ○理事の補欠互選

○風水害対策に関する件  
(災害関係諸法案に関する政令に関する件)

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年八月及び九月の水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(郡祐一君) ただいまから風水害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。本日付をもって羽生三七君が辞任し、その補欠として松永忠二君が選任されました。また向井長年君が辞任し、その補欠として田上松衛君が選任されました。

○委員長(郡祐一君) なお向井委員が辞任されました結果、理事に欠員を生

じました。これより理事の互選を行います。

互選の方法は、成規の手続を省略して、委員長が指名することにいたしました。委員が指名することには、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めます。田上松衛君を理事に指名いたします。

○小酒井義男君 私は議事進行について発言したいと思いますが、官房長官に少しだけしたいことがあるのでありますが、官房長官は……。

○委員長(郡祐一君) 出席を求めておきました。

○小酒井義男君 官房長官御承知のように、この災害対策が重要な問題としての臨時国会が召集されました。きょうですべてに七日になるわけですが、この間、私は……、政府の考え方を……、先回召集をされました際……、議院運営委員会が官房長官に私はお尋ねをしたことがあるのですが、あのときは大体二百億ぐらいの予算で、この災害の補正を組んでいこうと、その考え方がありましたが、提出する法律案に対しては予定しておる法律案が減るかも知れないし、これ以上ふえるかも知れない。補助の率等も計算をしてからでないかわからないという、よりな、きわめて熱意のない考え方を、私も持っております。そういうことは現実

に現地で災害を受けておる自治体なりあるいは一般の個人についても今度の災害は非常に大きな災害であるという

ことで現地に對策本部が設けられ、あるいは総理大臣以下各閣僚大臣が出席されて十分な対策をやるというに相当な期待をさせておられるにもかかわらず、きわめて熱意がないではないかと、そういうことでは罹災者、罹災地は納得しませんから、政府の考え方はこれは反省をしていただかなくてはならぬというところを、私はその際も……と申し上げておいたはずなんです。

その後法律案が出されましたが、やはり二十八年度の災害に準じたようなものであつて、大蔵省の提案の説明などを聞いてみますと、二十八年度災害に次ぐ災害である、こういう説明をしておりますし、法律案の出ても、そのものほとんど同じようなものが出ておりました。政府の熱意というものを私はうかがうことができない。それから……と法律案の審議、予備審査を続けておるわけでありましたが、予備審査を続けておる過程で、私はいろいろ疑問を持つようになった。いろいろな形式的に出された前と同じような法律案を審議しておるんだが、一体その内容がどうなるのだ、たとえば被災地の指定であるとか、政令の内容というものが全然わからない形でこういう審査をしておつても、実のないことをやっておるんじゃないかという、こういう印象を受けたんです。こういう形でしたら、政令が出されてから審議を

始めてもいいんじゃないかという私はそういう気がしておるのですが、政府として地域指定なりあるいは政令の提出をいつされるのか、その点をまず私は承つておきたい。

○政府委員(椎名悦三郎君) 政令につきましては、その大部分が被災地指定の問題にいずれも関連するのでございまして、まだ出ておらないことは御指摘の通りであります。これも大体関係省との折衝が進みまして、ごく早い機会、一兩日の間に、これらの問題が解決する見通しがついております。

○小酒井義男君 一兩日ということですが、きょうは十一日でございますね。そうすると十三日には責任をもつて政令がこゝへ出せるというそういう約束ができますか。

○政府委員(椎名悦三郎君) 文案をまとめまして、きちんとした形にならないまでも、その根幹なり骨子なりというものが明瞭になると存じます。

○小酒井義男君 いつそれは……。十三日に法案を審議する上において、われわれが判断できるだけの明確なものが出していただけるかどうか。

○政府委員(椎名悦三郎君) 法案の御審議を願う上において、判断の材料になるものが、一兩日のうちに明瞭になると考えております。

○成瀬幡治君 小酒井君の質問に関連するわけですが、問題は、被災地の問題が一つと、そうでない政令関係の問題があるわけですか。で、小酒井君の趣旨も、二十八災のときは議員立法で

やつた、だから政令はいろんな点を政令に委譲した。今度は政府提案であつて、政令でなくて、実際は法律案に出

てくるぐらゐの処置をとられてしかるべきじゃないか、政府が災害に対して熱意がないじゃないか、怠慢じゃないか、こういうことが私たちは言いたいわけなんです。従つて、政令を出し

になる場合は、いわゆる激甚地も含めてお出しになるというのか、それとも、たとえば農林関係だけの政令に委譲してあるようなところだけ、地域指定は別だ、他のものはこうだという

ような形で政令を出されようとするのか、もう少しその点を明確に一つ親切にやつていただきたいと思います。

○政府委員(推名悦三郎君) 激甚地が大部分でございますけれども、その他の点につきましては、御指摘の通り農林関係におきまして、小型漁船の被害の程度の問題であるとか、あるいはまた堆積土砂の程度等も特例の重要な基準になるのでございまして、これらの問題ももちろん含めまして、一兩日の間に十分御審議に支障のない程度にいたしたいと考えております。

○成瀬権治君 努力されている点についてはあれですが、一兩日ということ

は、きょうを含めての一兩日なのか、あすからの一兩日なのか、その辺のところも一つ明確にして、一兩日と言わず幾日ごろと日にちを一つ切つて下さい。そうでなければおかしいことになる。

○小酒井義男君 成瀬君の幾日ごろというよりなことをなして、幾日という

ことをはつきりしてもらわなければ困るのです、われわれは。

○成瀬権治君 そうですね、一つ御答弁願います。

○政府委員(推名悦三郎君) 大体十四日には予算委員会が審議を上げまして、本会議提出というよりな予定になつて

いるのでございまして、その前に、間に合うように、十三日のうちには明瞭にしまして、そうして御審議願うということにする目標のもとに、一生懸命努力しております。

○成瀬権治君 そうしますと、十四日に予算を上げることになつてい

ると、そこで十三日に出して、十四日の日に予算委員会で上げてもらつと、こういうつもりで十三日に政令が出るのか、十四日になるのか、そのところをも少し明確にしてもらいたい。

○政府委員(推名悦三郎君) 政令の骨子を、十三日の御審議に間に合わせるようにしたいというのでやつております。たいていできると考えております。

○成瀬権治君 それは政令の要綱なのか、それとも普通に出てくる政令形式でお出しになるのか、それはどうですか。

○政府委員(推名悦三郎君) 骨子としてお示しすることになると存じます。ただし、それがちゃんとした成文になります

せんせん、明瞭に内容がわかり、従つて、当日の審議に支障を来たさないという程度のものが明瞭になると思

います。

○藤田藤太郎君 今、官房長官のお話を聞いておきますと、十三日には審議できるというふうな形で、政令の提出の問題も一応の結論を出す、こういうお話でございます。私たちはこの予備審査をすつとやつてい

るのです、われわれは。

○政府委員(推名悦三郎君) 最もむづかしいといひますと語弊があります

が、問題なのは、激甚地及び小型漁船の問題であるとか、堆積土砂の程度の問題等の決定でございまして、これが片づきますれば、ほとんど全部の政令の骨子がはつきりいたしまして、御審

議に差しつかえないものができると存じます。

○栗山良夫君 私は、その激甚地の指定の問題はもとより一番重要な問題であります、そのほかに、各法律案ごとに政令の内容というものは相当複雑なものがありますので、今おつ

しやつたような場合に簡単に取り扱われないようにしていただきたいと思

います。法案審議の推進の方法からいへば、私、実はここで調べてもらいま

して、各法案ごとに政令の内容になるものは全部書き出してもらったのですけれども、ずいぶん膨大なものです。こ

れは全部個々に性格が違うわけですから、今一口におつしやつたような工合では、われわれが十三日まで待つてお

れば法案の審議が軌道に乗せられると思つてゐるのに、実際ふたをあけて見たら乗せられなかつた、こういうことになる危険性が多分にあると思いま

す。例をあげますと、堆積土砂及び洪水の排除に関する特別措置法案、これですと、適用地域、対象となる堆積土砂及び洪水の程度、堆積土砂排除事業の実施期間、洪水排除事業の実施期間、補助金所管区分、補助の対象となる堆積土砂または洪水の排除事業費の

範囲、こういうふうなもの全部政令で定められることになつておりま

す。それから風水害に伴う公営住宅の特例等に関する法律案、これですと、適用地域といふものがはつきりしなければいけません。それから公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案、これは適用地域、災害関連事業の対象事業、補助の対象となる主要水防資材の費用、それから災害

を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法案、これですと、適用地域、災害防止施設、国の負担の対象となる事業に要する費用、こういうものがなければ審議できないということになります。それから農林省の関係で申しますと、

暴風雨又は降ひによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案、これは適用地域の指定が要ります。それから漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、これは適用都道府県の指定、小型漁船の種類、被害の程度、建造数、そういうものが要ります。それから堰害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案、これは適用地域の指定が要ります。それから被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、これは適用都道府県の指定が要

る、適用漁船の種類が要る。それから農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案、これは適用地域の指定、施設の種類の。今農林関係と建設関係のおもなものをあげましたが、こ

ういう工合に、内容はただ激甚の指定というだけではないのです。法律ごとに全部の性格が違ひますから、そういうものを十三日まででそろえて出していただくということでは、ほんとうの意味の審議はできないと考えるのです。そのほか通産、文部、自治庁、厚生省全部同じような内容のものがあります、それは読み上げることは省略いたしますが、ぜひ所期の目的を達するよう

に、政令案をお願いしたいと思います。

○小酒井義男君 今、栗山委員からいろいろこまかい点をあげてそれでい

る高潮対策事業に関する特別措置法案、これですと、適用地域、災害防止施設、国の負担の対象となる事業に要する費用、こういうものがなければ審議できないということになります。それから農林省の関係で申しますと、

いかという確認の意味がなされたのですが、官房長官、そういうことを含めてよろしくごさいますか。

○政府委員(椎名悦三郎君) もちろん法案の全体系を判断するのに必要な事項でございまして、それらの問題につきましても十分間に合わせるようにいたしたいと考えております。

○小酒井義男君 それから十三日というのを今言われたのですが、これもよろしいですね。

○政府委員(椎名悦三郎君) はつきり日にちを言えとおっしゃるものですが、少くとも御審議に間に合わせるようにするために、十三日の御審議に間に合わせるようにしなければいけない、そう考えて努力目標として申し上げたわけですね。もちろん確信を持っておるわけでごさいます。

○小酒井義男君 期日の点ですがね、先ほどから努力目標だとか何とか言っておられると、何ですか、十三日にだめだったから、さらに十四日に出すとか何とか、はつきりと十三日に出すとか、何か明確にできませんか。

○政府委員(椎名悦三郎君) 大体十三日中には御審議に間に合わせるようにいたしたいと思っております。

○田中一君 われわれは審議を促進しようというつもりでもって申し上げているのです。御承知のように、被災民は一体どうなるかというところを見守っておるわけですね。あなたの方で、政府と与党との間に話し合いがつかないというように新聞等で見ておりますけれども、そういうことのないように、一日も早く解決するように、ここでむろん被災者のためにも、あなたの方のためにも、これは援軍を送っていか

ければならぬのです。従って、官房長官、ここでもってはっきりと出しますと、いついつか何時何分出しますと云えば、それに強制されるわけなんです。そうするとあなたの方の方はやっぱり被災者に対しては顔向けができるわけなんです。われわれは審議を阻害するつもりで言っているわけじゃないのです。勇気を持って答えてほしいと思います。そうすると十二日中には政令案の骨子というものを、要綱でもまあいいでしょう、予算委員会の審議に間に合わせるように資料として提出されると、従って、当風水害対策特別委員会の方にも同じようなものが出る、こういうふうに理解してよろしくごさいますか。

それからもう一つ一緒に伺いたいのは、たとえば海岸堤防の高さの問題、これなどは該当の地区では非常に注目しているのです。仄聞するところによりますと、大蔵省の主張と建設省の主張が食い違っている等のことを聞いております。こういうものは改良部分だから、これは来年の予算でやればいいんだということがあつちやならないのです。むろんこの現在やつておる補正予算ではそれができないからいいんだというところにならないのです。やはり高さの問題は基礎工事からの関係が出てくるわけなんです。従って、そういう点も政令でもってやるまでもない、行政措置でできるものではないもの、やはり明確に政府は答弁できるようなものにならないければ、これは全く今日われわれが審議するのむだになるわけなんです。われわれは当然法律が通ればおまかせするのです。しかしながら、被災者が納得する形の方法、工

法、規模等でもってほしいということ、は、念願なわけですから、今、小酒井委員に対してはつきりと御答弁になつたから、それを信用いたしまして、十二日中、十三日の午前十時に委員会が開かれますから、それまでには提案される、と同時に、今まで被災者が心配しておりました諸問題というふうなものは、行政措置におまかせするのでありますから、明確な御答弁ができる、こういうふうにご了解してよろしくごさいますね。

○政府委員(椎名悦三郎君) さよう御了承願います。

○栗山良夫君 私、今事務局に法案別に政令で指定すべき内容と関係条章を一覧表にした原稿を整えてもらいました。これを委員長の手元でプリントにして全委員に配付していただくのが便利かと思つたので、さうに一つお手配願います。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。ただいま政令案の提出の見通しにつきましては、官房長官に委員各位よりそれぞれ質疑によりたしたところでありまして、椎名官房長官から、十三日の委員会の審議には支障なきよう政令案の内容について、これを提出し得る旨の言明がありましたので、この問題についてはこの程度にいたしておきます。

○委員長(郡祐一君) 次に、昨日申し述べました通り、文部省関係の法律案の審議に移ります。まず、公立学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置

法案を議題といたします。補足説明を求めます。

○政府委員(小林行雄君) 公立学校等の建物等の特別措置法の概要について、簡単に御説明を申し上げます。本特別法は、大抵二十八災のときの特別法に準じてその内容を規定いたしております。第一條は定義を規定いたしております。公立学校の定義、第二項は公立社会教育施設の定義、それから第三項は災害の定義でございま

す。第二條は、災害復旧に対する国の負担について規定をいたしております。災害を受けた政令で定める特別の地域の災害復旧に本法を適用するといふことを規定いたしております。そして国の負担率は四分の三でござい

ます。御承知のように公立学校の災害復旧につきましては、一般法と申しますか、公立学校施設災害復旧費国庫負担法がございまして、その負担法では、復旧費の負担率が三分の二でござい

ますが、本法ではこれを四分の三にするといふことにいたしております。第三條は、経費の種目でございまして、経費の種目は本工事費、附帯工事費、設備費並びに事務費といふことにいたしております。

第四條は経費の算定基準でござい

ますが、第一項は原形復旧を原則とする、ただし、原形復旧が不可能な場合、あるいは困難な場合、不適当な場合においては、代替復旧もできるというところにいたしております。なお、設備費の算定につきましては、別に基準を定めることにいたしております。第二項は、改良復旧についての規定でございまして、従来木造の建物であつた

ものが被害を受けた場合、全壊あるいは半壊で、改築を要するようなきには、必要な地域においては特に鉄筋コンクリート造または鉄骨造に改造することが適当であるというふうな場合におきましては、そういうものもやはり原形復旧と見なすということにいたしていただくことといたします。第三項は、工事事務費の規定でござい

ます。それから第五條は、公立の社会教育施設の建物等の災害復旧に対する国の補助の規定でございまして、政令で定めるところにより、その三分の二を補助するといふことにいたしております。この社会教育施設につきま

しては、学校と違ひまして一般法はございせん。この特別法だけで補助することになるわけでございます。それから第二項は、第三條の規定の読みかえ規定でござい

ます。第六條は、都道府県への事務費の交付でございまして、この仕事をいたします場合に、国の事務を都道府県に委任するわけにござい

ますので、その事務執行に必要な経費を国から都道府県に交付するといふことと

ございまして、それから第七條は、他の法律との関係でございまして、その内容は、御承知のように一般法であるところの公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づいて費用負担が行なわれた場合には、この特別法の費用負担は行なわれないといふことを規定いたしておるわけでございます。以上が、この法案の概要でござい

した上、あわせて御質疑を願うことにいたしたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案の概要について、逐条的に御説明を申し上げます。

第一条は定義でございます。第一項は私立学校施設、それから第二項は災害の定義をいたしております。

それから第二項は、国の補助についての規定でございます。第一項は、政令で定める地域における私立学校施設の復旧について、予算の範囲内での二分の一を補助する。補助率は二分の一であるということでございます。

政令で定める地域と申しますのは、いわゆる被害激甚地域でございます。政令で定めるところにより「二分の一を補助する」というのは、いわゆる適用除外の関係でございます。それから第二項は、第一項によりまして補助をする場合に、私立学校法五十九条第三項から六項までの助成を受けた学校法人に対する所轄庁のいろいろの権限がございまして、その規定をこの場合に準用するということでございます。ただし、役員を解職する勧告をする場合におきまして、学校法人以外の私立の学校、すなわち個人立の学校につきましては、役員というものがございませんで、これを職員と読みかえるという規定をいたしております。

それから第三条は経費の科目でございます。これは先ほど申しました公立学校の場合と大体同様でございます。経費の科目は、本工事費、附帯工事費、設備費並びに事務費であるということにいたしております。

それから第四条は、経費の算定基準でございますが、工事費は学校施設を原形復旧することが原則である。ただし、原形に復旧することが不可能な場合あるいは著しく困難であるか不適当である場合には、代替復旧をすることもできるということにいたしております。

なお、設備費につきましては、特別の基準を定めることにいたしております。それから工事費に伴う事務費につきまして、第二項で規定をいたしております。

それから第五条は、私立学校振興会の業務の特例でございます。この特別措置法で国から災害復旧費の補助金をもらいますものにつきましては、残りの分につきまして私立学校振興会から融資を受けさせるという規定にいたしておりますが、従来私立学校振興会では、学校法人に限って特別の融資をいたしております。今回は個人立の幼稚園にもこの災害復旧費の補助を行ないたいということにいたしております。

すので、学校法人以外の私立の学校の設置者に対する災害復旧に必要な資金の貸付についても行なうことができるという規定をいたしたわけでございます。振興会法の二十五条並びに二十八条の規定と申しますのは、二十五条は貸付または助成にかかわる審査の規定でございます。二十八条は貸付業務の代理の規定でございますが、これらの規定は、個人立の学校の設置者に対する補助につきましても、その規定を準用するということにいたしておるわけでございます。

第六条は、都道府県への事務費の交付でございます。これらの補助金の事務費を処理いたしますにつきま

て、都道府県が事務処理に必要な経費については、国から都道府県に事務費を交付するということにいたしておるわけでございます。

以上が、この法律案の概要でございます。

○委員長(都築一君) 以上、両案について御質疑のある方は順次御発言願ひます。

○成瀬幡治君 文部省として、たとえば公立学校の災害復旧に関して、政令で定めるところの、一条の第二項の政令のようなもの、もうすでにできておるのじやないかと思ひますが、もしもここで発表してもいいということになれば、その政令がございしたら、政令を一つ要綱めいたものを一つ御発表願ひたい。

○政府委員(小林行雄君) 第二条にございまして「政令で定める地域」、いわゆる被害激甚地につきましては、二十八災のときは、公共土木と同じ規定を市町村並びに府県にいたしたわけでございますが、今回は、文教施設だけを取り上げて、被害の激甚地域を指定したいということを考えております。そうして大体の見込みをいたしましては、被害額とそれからその地域の財政力、その地方公共団体の財政力との比率をもつて、激甚地を指定するようにいたしたいと考えて、ただいま検討中でございます。

なお、それ以外の、たとえば第二条にありますが「政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。」これは適用除外に関する規定でございますが、大体公立学校施設災害復旧費国庫負担法に準じて政令を定めたいというふうに考えております。

なご第四条の設備費の基準でございますが、これもただいま申しました一般法の規定の基準をとりたいというふうに考えております。

それから四条の三項の事務費の割合、これも予算で定められておる一般の場合と大体同様でございます。

それから社会教育の建物の災害復旧に対する国の補助、これにつきましては、社会教育施設の多少の特殊性がございまして、その適用除外の範囲について、ただいまの程度にするかというところについては検討をいたしております。

それから、第六条の政令で定めるところ、これも従来一般の場合と同様に定めた。こういふふうにいたしております。

○成瀬幡治君 だから非常にむずかしい。たとえば地域指定というのは非常にむずかしいと思ひますが、そうでない政令というものは、二十八災のときは大体基準もあるわけですから、私は、やはりそういう問題についてはもう少し審議に協力する、災害関係法が早く上つていくということに一つ御協力願つて、私は出せるものは早く出して下さるという方が非常にいいのじやないか、おそきに失しておるということを非常に思つておる。そこで、激甚地の問題について、今度は文教関係は文教関係だけで切り離していいのじやないか、文教関係は一つ文教関係として切り離した地域指定というものを大体大筋として文部省は考えておる。それは一つは被害額というものが基準になる、もう一つの基準は財政力が基準だ、こういふお話でございますが、これは、たとえば被害額

が一市町村単位において何億円以上あつた場合にはそれでやつていくということの意味しておるのか、被害額も計算をし、財政力ともならみ合わせて結論を出していくのか、そのところが少し私らとして全然……私は別のものだ、こういふふうに了承しておるわけですが、それでよろしくございませうか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しました被害額と申しますものは、その地方公共団体の文教施設の被害額と、その地方公共団体の財政力との比率という考えで、ただいま検討いたしております。

○成瀬幡治君 そうすると、その財政力ということ、結局標準税率額ということになると思ひます。そうすると、大体今まではしばしばわれわれが不満に思つて聞いておつた大蔵省の案を大体押しつけられたような格好になつておるわけですが、標準——これは激甚地の問題が出てから聞けばいい問題ですけれども、また、そのときに議論をしなくちゃならぬと思ひますが、ただ、激甚地としての標準は、比率だけでおきめになるのか、たとえば洪水を長くやつておつた、あるいはどこを見ても平均水位よりも低い、いわゆるデルタ地帯に学校があるのじやないか、だからもう一べん切れたら大へんになるのじやないかということをお案件として、激甚地の問題はこの被害額と財政力の比率だけだ、こういふふうにしばつておいていいになるのか、その辺を一つ伺ひたい。

○政府委員(小林行雄君) 被害額とその地方公共団体の財政力との比率とい

うことを考へておるわけでありすが、もし万一それで非常な非常激的な指定地域になるような場合には、さらにそれ以外の要素も加えて被害の激甚地を指定しなければならぬことも考へまして、それらの点をあわせてたたいま検討中でございます。

○成瀬権治君　そうしてその割合は大體六〇％というふうなことが、この前の質疑でわかつたわけですが、六〇％で押さえてしまふという逆算で参ると、あなたは他の要素は考へるがと、こゝろおつしやるけれども、實際はなかなか考へられないことになりはしないかというのを心配しておるので、これは激甚地指定ができたときに、先ほど申しましたように議論しなくちゃならぬと思ひますが、その要素の中には、私は今度のようなきには、平均水位よりも低いような所の校舍といふものは、当然避難の役割りを果せるといふ点は非常に大切である。あるいは名古屋の一つの例をとりましても、水に入つておつたために非常に物を配給するときに船でも行けない、そこでヘリコプターが実は着いたのは私立の学校しかなかつたといふような点は、非常に残念なことだと思ひます。ですから、そういう点は一つ要素の中に織り込んでやつてもらいたいといふことを希望として申し述べ以外にないと思ひます。今の段階として一つ考へていただきたい。

が、二部授業ないし三部授業を果はやつてゐる学校があるわけなんです。その理由はいろいろのことかといふと、教室がこわれてしまつてやれないといふことと、もう一つは避難者がさういふ所に入つておられる。しかもこの避難者が言われるには、応急仮設住宅にはどうも自分たちは住みたくなくて、公営住宅の建つのを待つ、あるいは自分で住宅資金を借りて、さうして家を建てていきたい。しかし家を建てるには大工、左官もおらんくて、なかなかさういふことができないといふような点で、大體二部授業、三部授業といふものがずつと続いていくことがあるわけなんです。そこで父兄が心配する点は、この前も大臣にお尋ねしましたが、大臣として一つ考慮しようじゃないかといふことを言つておられますが、やはり入学試験の問題は、親が非常に心配してゐるわけなんです。そこで、親の気持ちとして、何とか、あるいは就職の問題もありすが、学力差といふものがどうして生まれてしまふから、それを何かカバーしていくようなやり方というものが、この際とられることが非常に大切じゃないか、また必要じゃないか。しかも親が非常に不安に思つておられますから、何かこの際大臣として、こゝろやつた方がいいじゃないかといふ御意見がありましたら、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。特にその学力差が似たようなものといふのは、愛知県は小学区制といふのをやつていたわけなんです。そこで全部県の教育委員会がきめることですから、小学区制をやつた方が文部省としては適当じゃないかといふような勧告をしてもらつただけでも、私は、できるできないは別として、父兄といふものは非常にありがたがるだらうし、また県もさういふことになれば非常に考へると思ひます。が、さういふ点について、いやさうではなくて、学力差の問題については、就職の問題、あるいは就職といへば、優先的に何か考慮できないかとか、入学試験についても何かカバーする方途を具体的に考へておられることがあつたら、一つお聞かせ願ひたい。いや、これはまだ入学試験の問題は来年の三月だから、まだ時間も三四月、四月あるのだからいゝといふようなお考へなのか。やはり地元のお父兄といふものはさうではなくて、今ほとんどこの点を考へておられますといふ、一つ私はもうほつぽつと明確な方針といふものを示し願ひたいと思ひます。さういふこと、お預けになつておつたのですが、この際、一つ明確に御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(松田竹千代君)　学校が、現に教室を避難のため、もしくはその他に取られてゐるという実情は、まことに困つたことでありまして、しかし事、今度の災害に対する救助のために用いられておるのである。そこに、だからまことに難儀なことであると思ひながら、斟酌をしいかなければならぬ面もあるのである。しかし二部教育、三部教育となるということになりますと、私もそれが相当長期にわたるであらうことを考へるときには、いよいよ心配が多くなるのでありまして、この点については、引き続いてお尋ねの試験の問題、父兄の心配の問題といふようなこととあわせて、何らかの

適切な方法を考へたいと思つております。たとえば試験のようないふことについては、一年のときの成績によつてやるというふうなことも考へられるわけでありまして、今のところ、まだ決定するところに至つておりませんが、これらのこともあわせて県の当局ともよく一つ相談して考へたいと思つております。

さらに、官房長見えておりますから、官房長の方に具体的にお答へできる点がございましたらお答へするようになつたと思ひます。

○政府委員(齋藤正君)　お話の避難所になつた所が愛知県で九十二校、三重県で七校ございます。ただ、計画的に避難所になつた所は、これは体育館その他の施設を利用してありますから、割合に授業に利便が得られることは少ないのでございまして、計画的な避難所にならないで、事実上避難所になつた所につきましては、御指摘のありましたようないろいろな不便を生じております。先般もお尋ねがございましたので、ただいま大臣からお答へいたしましたように、県当局と寄り寄り相談をいたしております。それで、方法等について、これは来年のこととございまして、県といいたしましても具体的な検討を始めておりますけれども、その内容等はまだ結論に達しておりませんし、また、それはいろいろ発表の時期、方法等にも工夫があらうかと思ひますので、まだ結論を申し上げる段階に至つておりません。お話の点は、よく県と相談をして、適切な処理をいたすように進みたいと思ひます。

グループは同じ所で一つ競争し合つた方がいいといふのは、大體地元の声なんです。ですから、小学区制といふものが、この際とらるべき私には一番いい方法じゃないかと思ひますが、さういふ点についての御見解はどうなつてゐるのですか。

○政府委員(齋藤正君)　御質問の意味が、なるべく早く具体的なことを示した方がいいといふお考へでございまして、またそれにつきましてはいろいろ影響もございまして、また、かりに出題の傾向なり何なりについて工夫をこらすといふことになりましたれば、これはなかなか結論を出すのに工夫を要することだと思ひますので、各校の実態ともにもらひ合はして、現在県当局では検討中でございまして、県当局が発表の時期あるいは方法について適切だといふ結論が出ましたならば、これは父兄に明らかにされたいと思ひますけれども、現在の段階では、まだその結論に至つてないといふこととございまして。

○成瀬権治君　さうじゃなくて、小学区制といふのを御存じですね。小学区制を地元は非常に希望しておるわけなんです。ですから、これは非常に迷惑な話かもしれないが、私はこの際、小学区制をとるのが非常に妥当ではないかといふ見解を持つておるが、それに對して文部省としてはどういふお考へであるかといふ点が承りたい、こゝろいふことです。これは大臣から実は承りたいけれども、官房長の方から御答へ願つてもけっこうでございます。○政府委員(齋藤正君)　高等学校の学区制の問題につきましては、現行法に規定がございまして、それをどう

運用するにつきましたは、御承知のようにいろいろな考え方がございまして、大学区制をよしとする考え方、あるいは厳密の意味の小学区制を実施すべきだという考え方、あるいはその中間をとって、いわゆる中学区制をとるという考え方、いろいろございまして、これも、これはまあ文部省といたしまして画一的にどれでなきゃならぬというのを考えておりませんので、これはそれぞれ県教育委員会がその実情を判断いたしまして、適当な学区を設定いたしておるわけでございまして、文部省としてどれでなければならぬという考えを現在持っておりません。

○成瀬藩治君 これは今の災害地の人たちの希望として小学区制がいいと、こう言っておる、希望しておる、私もいいと思う、だから文部省はそのことがいいのか悪いのか、県でやってもらうというのではなくて、文部省がいいか悪いかという点をここで一つ御答弁を願いたい、こう言っておるのです

が、あまり言うに差しはわりができて大へんことになるからというので、ごまかして過ごそうじやないかというお気持ちでございしやうが、また、私の方からも申し上げるのも酷な点かと思ひますので、一つ希望意見、というのは、そういう意見だという点の一つ御尊重願つて、一つ県当局にもいろいろ相談される場合に参考にして、そういうような方向に御指導願えれば非常に幸いではないかと思ひますが……これは御答弁願わなくてもけっこうです。

次に、工業学校というが実業学校の点で、今度非常に災害を受けた学校が私立学校で名古屋に一つあるわけ

です。あるいは県下にもそういう学校があると思ひます。ただ単に二分の一だと、二分の一は私学振興会の方から見ると一〇〇〇を見るような格好になつておるのですが、内容をいろいろ聞いてみると、たとえば水増ししておるだらうからというので七〇〇に切られる、査定は七五〇に落とされておる、だから大体は二分の一くらいになつておるが実情のようでございますが、特にこういう実業学校等、特に機械を扱う実験設備をたくさんかけておるような所に対しまして、これは公立学校にもあると思ひますが、特に私のお尋ねしたいのは、私学に対してそういう問題について、たとえば産業教育振興法の方から何とかするとか、何か対策というものがあつたのか、特別な御配慮を願つておるものがあるのか、何かそういうことをしなければならぬものかと思ひますが、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(斎藤正君) 今回の提案いたしました私立学校の災害復旧に関する法律の中におきまして、これは建物のみならず設備等につきましても補助の対象になるわけでございまして、この法律の運用によりまして、適切な被害額の認定によりまして、お話の点の実験器具等の復旧は見られることと存じます。なお、今後の問題といたしましては、産業教育振興法に基づく補助金の運用に当たつて、お話の点は、またそれぞれ私立学校あるいは他の学校との関連で十分運用に注意をして参りたいと思ひます。

○成瀬藩治君 それから私学振興会にどのくらい金が回るかという点で、ちよつと私査定のとき前に申しました

が、非常に、何というのですか、査定がきびしくて、あなたの方が、今ぼつぼつ査定をしておられる所も實際あるようです。聞くところによると、法律の関係では二分の一補助する、二分の一は振興会で見ることになつておるが、実情を聞いてみると四分の一になつてしまつておる。査定で水増ししておるから七〇〇、大蔵省の査定は大体内規で七五〇に落とすのだということがあつて、落としてお見になるのです、こういう点はどうなつておるのか、ほんとうに査定で、そういうしやくし定木で落とされてしまつては、せつかに法律としては二分一やるんだということがきめてございすけれども、受ける側でいふと、どうもごまかしがある、国はいつもごまかして、何かいふことをやるようなことを言うけれども、実際は悪いものだ、政治に対する信用というものに関しても私は問題だと思ひます。ですから、この問題はそういう基準があるなら、こういうときは七〇〇に落とす、大蔵省の査定は七五〇になるといふ基準を示してもらいたいと思ひます。そういうものはないのだ、あくまでも必要度におけるところの適正な査定というものをやつての二分の一であるとおつしやるのか、その点をあわせてお示し願ひます。

○政府委員(小林行雄君) 被害復旧額の査定の問題でございす、これは公立学校にいたしましては私立学校にいたしましては、特に一定の基準があつて過酷に査定をするというよりなことはございせん。適正に、公平に、実情を見まして、適正な復旧計画額を出すわけでございす。特に一つの予算のワケにはめるために峻烈な査

定をするということはいたさないうつもりでございす。

○成瀬藩治君 私学振興会は幾ら金を回すのですか。

○政府委員(小林行雄君) 私学振興会におきましては、例年剰余金を災害復旧の貸付準備金に積み立てておりまして、本年度は大体二億九千万程度の積み立てがございす、そのうち約一億五千万円程度は一般の施設費の貸付の方へ回してございす、なお本年度の従前の災害に二千万円程度すでに貸付を終わつてございすので、現在貸付準備金としては一億三千万程度のものが残つてございすので、本年度の補助金に見合ひ復旧費の融資の金額をいたしましては十分であると考えております。

○成瀬藩治君 そすると、一億三千万が大体二分の一の融資に相当する、だからこれでやつていくと、こういうことなんですか。

○政府委員(小林行雄君) 本年度の私学関係の復旧予算は大体五千万でございすので、一応この振興会の方の融資もこの補助金に見合ひ分として大体五千万程度あればよろしいというところになるわけでございす、この補助金を適用除外の関係等からはずれるものも出てくるのが想像されますので、そういうものも含めまして、現在の貸付準備金の残一億三千万程度でまかなうことができると思つております。

○成瀬藩治君 それから、この私学の法律を見て、私立学校の人はいま、私たちが今度の災害にあつて、二分の一みんなもらへると、こう思つておつたが、実は被害激甚地の指定を受けなけ

れば全然関係がないということになります、今あなたがおつしやるように、非常に少ない金で済むということになるのですが、一体その激甚地指定でなければ全然これはもう問題にならぬものか、「政令で定める地域」というのは、そのことをさしておるのかどう

か。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しましたように、激甚地の指定の基準については、いろいろ検討いたしておりますが、大体二十八災の前例がございすので、私も事務局といたしましては、大体それによるのがいいのじやないかというふうに現在考えております。お尋ねの激甚地をはずれしたものにございましては、ただいまお話のございましては、補助金は受けられないことになるわけでございす、先ほどのお尋ねにも関連いたしまして、振興会の方でそういうものは融資の対象にしたいというふうに考えております。

○成瀬藩治君 私は、私学に対して、激甚地に入る範囲がどうもどのくらいになるのかわかりませんけれども、私学の人たちが新聞等を見て、二分の一の補助があるというのを聞いて、今度の災害に対して政府は非常によくめんどろを見てくれたと感謝しておられたと思ひます。ところが、激甚地指定にはずれてしまつて、何ら補助がないというのでがっかりされたのが非常に多いのじやないかという点を非常に心配しておるわけなんです。従つて、この地域指定の問題につきましては、文部省として、公立学校の分をも含めまして、とにかく十分一つ御勘案願つて、いろいろな条件から、一つなだけ必要欠く

る条件から、一つなだけ必要欠く

べからざる所に対して、便乗ということとはなるほど許されせんかもしれませんけれども、とにかくあれだけ関係者がやれやれと安心したのを、その期待を裏切らないような一つ措置を要望して、それから続いて、今度の災害で生徒が非常にたくさんなくなっております。そこで、学校安全会法というよりなもの、衆議院で与野党の間で意見がマツチせずには実はお預けになっておつて、残念だといへばそれまでですが、こういふなくなつた生徒、あるいは先生は、これは地方公務員だから、そちらの方でいくのだというよりなことで済まされるものか、何らかこういう生徒、学生、教職員、そういうよりな、なくなられた方に対する何か見舞金とか何とかいうようなことを考えておられるのか、何も考えておいでにならないのか、その辺はどうでしょう。

○政府委員(齋藤正君) 今回の災害におきまして、児童、生徒合わせて九百五十四人の死亡者を出しており、二百三十八名に上る行方不明者を出したわけでありますが、なお教職員につきましては、八名の死亡、それから三名の行方不明でございます。教職員につきましては、死亡その他負傷等につきましては、それぞれ公立学校共済組合の關係で見舞金等の措置をいたすわけでございますけれども、御指摘の児童、生徒に対する見舞金等につきましては、文部省としては現在考えておりません。

○成瀬幡治君 最後に、今までは、学校が災害にあひまして復旧したような場合には、いろいろな被害がございしましたけれども、特に学校の備品關係で、すね、たとえばピアノであるとか、あ

るいはオルガンというよりなもの、あるいは放送施設というよりなもの、文部省がめんどうを見たものでなければ、地方公共団体がめんどうを見たものでなくて、PTAが大体めんどうを見ておつたのが実情なんです。ところが、激甚地指定になるような所になりますと、今度はPTAが大体被害者であつて、ほとんどこういうものが行われないというのが大体実情ではないかと思う。従つて、ここに法律に書いてあるようないろいろな事務費までめんどうを見ようじゃないかということとは非常によいことだと思いますが、しかし片一方では、学校の運営というよりなことが非常にPTAの負担で実は行われてきたということも、また事実であります。ところが、今度はそういう柱が取れてしまつて、ほんとにいわゆる義務教育として、地方自治体あるいは文部省等からいくお金によつていろいろなことがなされることになりまゝすから、私は一つ格段の努力をしていただかなければならないと思います。ところが、たとえは今度の災害で例をとつてみますと、半壊の生徒に対しては学用品はこれだけだ、全壊、流失に対しては、お前の方が三十銭高いのだというやうな、あるいは基礎算定のやり方で特交が排除されるというやうなことになる、あるいは災害救助法の算定基準になるというやうなことは、まことに私はけしからぬことだと思つております。同じ避難所に入つてきておつて、お前は半壊だからノートは二冊しかやらぬ、お前は流出だから三冊やるなどというよりは、先生でも私は分けることができぬと思うのです。こういうやうな問題に対して、

文部省としては実情を勘案してめんどうを見られるというふうに、たとえば自治庁とも折衝し、あるいは厚生省とも折衝しなければならぬと思います。従つて、今後PTAというものは必ずされると、それに関連して、自治庁等とうんと折衝していただいて、教育費というものが相当確保されて、早く正常な授業に戻れるような環境というものを作り出さなければならぬと思つておられますけれども、そういうことに對してすでに折衝を始めておいでになると思います。が、どんなものか、一つ大臣の決意というものを聞いて、ただ単に決意だけ言つておいて済んでしまつて、あと何もなかつたということなくて、私はやはり実のある話を取りつけてもらわなければならぬと思つすが、その点について御所見を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(松田竹千代君) 成瀬委員のだんだんと御心配下さる点は、私も同じように心配しておる点でございます。従ひまして、今度のような異常事態に對しましては、特別に数字の上ではつきりところするのだということでは申し上げられませんが、すべて地方のそれぞれの人々の意向も参酌し、お話しになりましたような事柄、また地方の実情を十分に取り入れまして、それに、できる限り災害の必要な措置をはかることができれば目的を達することができないのでありますから、それらの点も十分注意をいたしまして、また査定に当たりましては、あくまでも公正に、幸きに過ぎるということよりなことは絶対にないようにより指導していきたくかように考えておるような次第であります。お話のよ

うにできる限り教育のことを一日も早く正常な姿に返したい。そのためには今申し上げるように注意をし、またできる限り早期にその実現を見るように努力したい、かように考えておる次第であります。

○章葉隆圓君 予備審査でありますから、そのつもりで二、三の点についてお尋ねをしたいと思えます。従つて一つ文部省も率直にお答えをいただきたいと思ひます。

この公立学校の建物等の災害復旧に關しまする国の負担の第二条の場合、「国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域」、この「政令で定める地域」というのは国全体、つまり各省に共通する考え方で「政令で定める地域」と文部省はお考えになつてやつておいでになるのか、それとも学校關係は特殊なものであるから、文部省のいわゆる激甚地というのは一般の公共土木とは違つた意味でやるというお考えであるか、この点をまず伺いたい。

○政府委員(小林行雄君) 二十八年度の災害におきましては、これは公共土木の方で激甚地指定がありまして、それを各省、たとえば文部省も農林省も同じものを採用したのでありますが、今回は必ずしもそういう態度ではないのであります、各省それぞれの見地からそれぞれの特別措置法に独自の激甚地を定めてもいいというような考えでただいま検討されておるわけでございます。従つて文部省といたしましては、学校施設、それから社会教育施設等につきましては、文部省独自の考え方から激甚地の指定をしたいと思つてただいま検討しているわけでござい

○**草葉隆圓君**　そうしますと、今の考え方で、先にも御説明がありましたが、二十八年の災害と今回の災害とのいわゆる文部省の激甚地の指定は違つておるように思いますが、その違つた理由とその違つた点とを一つ具體的に。今の考え方でけっこうです。

○**政府委員(小林行雄君)**　現在の公立学校等の特別措置法の場合の激甚地につきましては、大体その市町村における学校等の被害額とその地方公共団体の財政力との比率をとるという考えで検討をいたしております。ただその比率だけでは非常に不公平なような事態が生ずるような場合には、それ以外にも何らかの基準を設けて、非常に不公平なようなもの、非常に気の毒のようなものはこういう基準で拾わなければならぬのじやなかろうかということで検討いたしておるわけでございます。

○**草葉隆圓君**　そうしますと、いわゆる標準比率だけの問題、また場合によつては——というお話であります。が、しかし政令で定めても一たん政令を公布した以上は、それではどうも工合が悪いからというわけにもいえないと思います。そこで二十八災の場合を考えられると、現実的な問題としてはずいぶんしぼられるような結果になりはしないか。そういう点については御検討になったかどうか。また比較してどういうふうになるおつもりであるか。

○**政府委員(小林行雄君)**　ただいま衆議院の予算委員会等で御審議願つてゐる予算等によれば、必ずしも二十八災のときよりしぼられるというような結果にはならないと思います。むしろ多

少従来よりは広くなるんじゃないかならうかというふうに考えておるわけでございします。

○草葉隆國君 これは、予算はさらに予備費もありますから必ずしも年度の関係もあり得るから必ずしも予算に束縛される必要もない。それで現実にそらばんでやってみて、大体もおわかりになつておると思いますが、二十八災と今度とを基本において違わせたという根本的な理由、これは災害地では必ずしもただ漫然とやつたというだけでは承しかねる点があるから、二十八災との比較というものがだいふせられていいます。この点をやはり明瞭に、いや、二十八災はあゝいう状態であつたが、今度の方が実際はこうだ、具体的にこうだというその論拠を示さないで、どうも予算の上でも多いから従つてこうだといわれて、さてやつてみて必ずしもそうではないという場合も起こり得るので、この点を申し上げておる次第であります。と申しますのは、もう一つは、私はやはり文教の復興、復旧あるいは改良という点については相当文部省は所高所から大きい立場においてお考えをいただいて、財政当局に御折衝いただく方がいいんじゃないか。私も存じておる範囲においては必ずしもそうじゃない点がありますから、いわゆる予備審査の範囲において文部省を強力にプッシュする意味において実は御質問申し上げておるわけでありまして、その点を一つどうぞお含みになつてお考えをお漏らしをいただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 今回の災害が二十八災、またあるいはその後の平常の災害と違いますのは、単に風水害

といった場合の、非常に強い風あるいは一回の浸水で引いたというよりなものは違ひまして、高潮による大きな災害があつた。しかもその後海岸地域等におきまして長期浸水、冠水をしておるといふような、今までにあまり例のないような事例が出ておるわけでございします。従来は、そういうものに対しては、従来の基準だけでは必ずしも十分援護が、公平な援護がいくというわけにはいかぬのじゃないかというふうなことも考えまして、そういう点を検討いたしておるわけでございします。

○草葉隆國君 この点は一十分さういふ点が実施の上に現れまするよう、今後においても御折衝いただきたいと存じます。

次に社会教育施設の場合には、「政令で定める地域」、これは前の公立学校と同じだと存じますが、その中でさらに「政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二、この「予算の範囲内」というのが頭にかぶさつてゐるのが二カ所あります。三分の二は三分の二、しかしその三分の二は予算の範囲内だ、こういう意味の予算の範囲内であるという意味だと、三分の二というのがぼけてきますが、この点はどういふふうになりますか。

○政府委員(福田繁君) ただいまのお尋ねでございますが、社会教育施設の被害の復旧につきましては、大体公立学校の復旧に準じて考えておるわけでございします。ただ違います点は、公立学校におきましては、これは負担というところに建前がなつております。従つて予算の範囲内ということではないのであります。第五条の方の社会教育

施設につきましては、これは補助でございします。負担ではございしません。従つてこの「政令で定めるところにより、予算の範囲内において、三分の二を補助する」とございします。こういうような関係になつて参るのであります。これは予算に定められた範囲内で、実際の被害を調査いたしました結果に基づいて三分の二を補助する、こういうようなことにならうかと思ひます。

○草葉隆國君 これは私立学校の第二條にも同様な文句がありまして、第二條にも、「予算の範囲内において、その二分の一を補助する」、この社会教育の方にも、この予算の範囲内とある。ただいまの御説明によると、予算がなかつたら三分の二あるいは二分の一が補助されない。しかしこう書いてあるから補助しないというわけにはいかないから、査定してその程度にするというふうに持つてこられるおそれがあります。これは一つはつきりこの点をいたしておきませんと、事実三分の二と書いてあり、二分の一と書いてありまして、予算がない場合はだめだ、こういうことになるので、この点はどういふふうになりますか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど社会教育局長からお答えがありましたように、公立学校の方は復旧費の負担でございします。社会教育施設と書き方が違つておるわけですが、補助の場合は、政府の立法でいたしましては、すべて予算の範囲内というところを入れるのが例文になつておりますので、その例に従つたものでございします。

いまして、その補助率をそのために低めるというふうなことは全然考えておりません。

○草葉隆國君 それで明瞭でけつこうだと存じます。

そこで、この私立学校の場合において、今申し上げたような政令で定むる地域で、さらに政令で定むる範囲内においてその二分の一の補助をする、この「政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一」、この政令に定むるところによりというものが相当問題があるようですので、この政令はどういふふうな内容をお考えになつておられますか。

○政府委員(小林行雄君) 現在のところ、たとえば公立学校の一般法としての災害復旧費国庫負担法で適用除外を定めておりますが、そういうたような形式のものにいたしたい。その内容を申しますと、たとえば明らかに設計の不備、または工事施行の粗雑に起因して生じたというふうな災害、あるいは著しく維持管理の義務を怠つたことに基いて生じた災害、それからいわゆる微小の災害の場合はこの法律を適用しない、というふうな適用除外の規定を設けるつもりでございします。いわゆる微小の災害とはどの程度のものを言ふかということになります。私立学校と一概に申しまして、幼稚園から大学までいろいろあるわけですが、その中で、学校の種別によつて規模等も非常に違つて参ります。また学校の経営能力等も違つて参りますので、学校の種類と申しますか、段階別にそれぞれ適用除外の額を定めるのが妥当ではないかというところを考慮して、現在

その点を検討しておるわけでございします。

○草葉隆國君 そうしますと、もう一つお尋ねしたいのは、公立学校の第二條の「政令で定める地域」と、私立学校の第二條の「政令で定める地域」とは同一の地域と、こう考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 私立学校の場合は、御承知のように自主独立で経営をいたしておりますので、その所在地である市町村の財政力というふうなことは関係がないわけでございします。それとは全然別個の基準で被災地を指定したい。二十八災のときには、その市町村内にありますところの私立学校の平均被害額、一定の平均被害額を超えるようなものと、それからその市町村内の学校数の一定割合以上の学校が被害を受けたというふうな二つの条件を置いて指定しておりますので、そういうたものを考えるのが適当じゃないか。従つて公立学校の場合の被災地の指定基準と全然別個に私立の方は考えておる次第でございします。

○草葉隆國君 それで私立学校の場合は二十八災のこの範囲と今年度とは大体同様と考へてよろしいでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 大体同様でございまして、実際の状況を申し上げますと、今回の被害府県の中で愛知県、これに名古屋市中に非常に多くの私立学校があるわけですが、そういうふうな所は当然拾われていくのじゃないか。なお三重県等にもございしますが、当然そういうものも指定を受

けていくのではなからうかというふう  
に考えます。

○草葉隆國君　そこで、私の前各種  
学校の被害並びに宗教法人の被害を御  
要求申し上げておきましたところが、  
ただいま手元にいたしたのであります  
が、私立各種学校——法人と個人と違  
いますが、その被害の総額が七千八百  
万円、宗教法人が十一億一千万円、こ  
ういうものに対しては文部省の対  
策、こういふ点について文部省はど  
ういふふうになさっているか、またな  
さうとしておられるか、今まで一度もこ  
ういふ点は触れておられないことであ  
りますから、お伺いしたい。

○政府委員(小林行雄君)　私立の各種  
学校に関する点につきましては私からお  
答へ申し上げます。お配り申し上げま  
した表に明らかでございますが、大  
体今回の各種学校の被害は、三百十校で  
九千九百万円というふうな数字でござ  
います。愛知県におきましては二百十  
四校で七千八百万円、岐阜県におきま  
しては九校で八十六万七千円、それか  
ら三重県におきましては七十五校で千  
九百五十一万二千円、山梨県では十二  
校で百十五万円、こういふようなこと  
でございます。他の私立学校の被害に  
比べますと、比較的大概以下の程度の  
ものが多くわけでございます。被害の  
程度も、これは比較的問題でございま  
すが、低い状況でございますし、かたが  
た二十八年度のときにも、各種学校に  
つきましては特別措置法の対象として  
なかつた実情もございまして、今回  
は、復旧費については特別措置法の対  
象といたしております。ただやはり  
復旧につきましては、融資等も必要と  
考えまして、国民金融公庫等ともい

いる折衝いたしまして、一般の場合の  
貸付の条件とある程度緩和してもらい  
まして、低利長期の融資を受けるとい  
う道を開いた次第でございます。

○草葉隆國君　その額、それから今各  
種学校はお話が出ましたが、宗教法人  
に關して一つ。

○政府委員(齋藤正君)　宗教法人につ  
きましては、御承知の通り公の補助  
金、あるいは宗教法人のみ特別の融資  
ということはこれは困難でございます  
が、文化財保護法によつて指定されて  
おります文化財の復旧であります。こ  
ういふものはもちろん文化財の  
保護法に基づき補助が出るわけでござ  
います。しかしながら、先ほど資料で  
お示しいたしましたように、愛知県の  
みでも三千近い宗教法人、被害額にい  
たしまして十一億もの被害が報告  
されておりますので、文部省といたし  
ましては、とりあえず宗教関係の方々  
の住居である庫裡あるいは教職者の宿  
舎等の復旧について、その家族が居住  
している建物の復旧につきまして、住  
宅金融公庫からの融資の道が開かれる  
ようにというところは公庫の方にも連絡  
をいたしたのでございまして、なお愛  
知、岐阜、三重の各県の当局に対しま  
して、文部省といたしまして、住宅金融  
公庫あるいは国民金融公庫からの借り  
入れを希望する場合には、単に個人名義  
ではなく、あるいは宗教法人の名義で  
も差しつかえない。それから一般にこ  
ういふ金融機関が宗教法人がゆえに  
低位に取り扱ふということがないよう  
に注意を出しております。これによ  
りまして資金の融通等ができるだけ宗  
教法人の復旧の役に立つようにいたし

たい、かような指導をいたしているわ  
けでございます。

○草葉隆國君　各種学校の国民金融公  
庫の利率の引き下げというお話です  
が、どのくらい金でどのくらい利息  
率ですか。

○政府委員(小林行雄君)　貸付金額に  
つきましては、法人立の場合は五十万  
円、それから個人立の場合は二十万とい  
う限度でございます。それから貸付期間  
は、普通の場合は三年でございます。こ  
れを五年以内とする。それから貸付利率  
は、普通の場合は九分三厘でございます  
が、普通の場合は九分三厘でございます  
すのを年六分五厘にするということに  
ございまして。

○小山邦太郎君　関連して……草葉  
委員からの御質問に答へられましたこ  
の災害復旧の指定に對する標準決定  
の態度が、二十八年度の際には公共  
木の被害を基準として激甚地を決定さ  
れ、これに準じた。しかるに今度は文  
部省独自の立場から、学校の被害及び  
その自治体すなわち公共団体の負担能  
力、これを勘案してなされたものと  
思ふのです。ただ問題は、その標準  
に對しては今なお検討中とのことで  
あつて、検討中のことを今から先立  
判してもいたし方ないが、検討に先立  
ち、鉄則としてお考えを煩わしたいの  
は、どのような場合であつても、二十  
八年度を下らざることを標準としな  
ければならない。そうでなければ、今  
まではしばしば現地において、また議  
会においても声明された責任者の声明  
がうそになつてしまふ。政治家の言葉に  
信頼を失ふ結果となることは断じて避  
けねばなりません。されば御検討の結  
果が、不幸にしてこの期待に沿わない

場合は、願わざることであるが、審議  
の混乱、遅延となり、被害地に対し  
てもまことに相済まないと思ふので、  
くれぐれも鉄則としてその標準決定の基  
礎にこれを置いておいていただきたい  
い。だんだん何うと、二十八年度より  
もむしろ有利な状態にある場合もある  
ように聞き及んで喜んでおりますが、  
さればといつて、二十八年度よりと  
明のつかないようなことになつては  
いけない。標準はどうしても二十八年度  
を下らざるものというところに十分に意  
を用いられて遺憾なきを期せられた  
い。

こんなくだらぬことを申し上げるの  
も、なぜかと言へば、予算がすでにで  
きておる。そうして予算に照らし合  
せてその標準をこれから研究する。ど  
うもこれでは予算が超過する等の心配  
から標準を圧縮するようになつて  
は大へんだということを思ふので、  
あらかじめ御注文を申し上げた次第  
でございます。

○吉江勝保君　関連して……先生は  
ど成瀬委員の質問の際には質問した  
かつたのであります。なおまた草葉委  
員の質問にも関連いたしたことであり  
ます。草葉委員の質問にお答えがあり  
ましたので、大体私も了承できたので  
あります。それから公立学校の方の第  
五条、それから私立学校の方の第二  
「政令で定めるところにより、予算の  
範囲内において」といふような文  
句の書き方でありまして、こういふ書  
き方によつて二つにわけられておる。  
二分の一、あるいは三分の二という  
ものがあるいは削られるのではないか、  
それ以下に落ちるのではないか、こ  
ういふ心配を持つておつたのであり

るが、先ほどその点につきましては三  
分の二を下らない、あるいは二分の一  
を補助する、こういふように明白にお  
答へがあつたのであります。その内容  
につきましてはさういふに受け取つた  
のであります。個々の法文のうら  
「できる」と、こういふように両方と  
も書かれておりました、二十八年度  
のときの法律を見ますといふと、これは  
「補助する」といふふうにはつきり書  
いておるのであります。今度はその最  
後が「補助することができ」とい  
うふうに弱くなつておつて、そうして  
その上に「政令で定めるところにより、  
予算の範囲内」、こういふように二  
つにわけられておつて、しかもその最後  
が「補助することができ」と、こ  
ういふような法律では、今回のこの文  
の法律が通りまして、これを見ま  
した者は、前のときの補助の法律より  
非常に弱くなつておる、従つて内容も  
非常に弱まるのじゃないか、こうい  
ふに受け取りますのがこれはもう  
通常であらうと思ふのであります。  
もう一度私は、法文をなぜかように弱  
く書かれたかといふことにつきまして  
御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君)　たしかに二  
十八年度の際にお尋ねの点は違つて  
おると思ひます。政令で定めるところ  
により、予算の範囲内において社会教  
育施設のこれは三分の二を補助するこ  
とができる。それから私学の方はその  
二分の一を補助することができるとい  
ふふうになつておられますが、その印  
象から申しますと、態度が弱いという  
やうな印象を受けるわけでございます  
が、ただ二十八年度災害のときの法律

は御承知のように国会の方で議員提案でお作りになったものでございまして、今回のものは政府提案でございまして、政府提案のものは補助金につきまして、すべてこういう一つの形で全部を統一するというものになっておりますので、それに従いましたので、その点は御了解いただきたいと思ひます。

○吉江勝保君 どうも了承いたしかねるのでありますが、まあ今のような説明を一応お聞きをいたしておきまして、次にそれでは進んでいきます。

成瀬委員が改良復旧について質問をされました、全壊のものについては六〇％、半壊のものについては三〇％の改良復旧をされる、こういうふうに御説明があったのでありまして、その点はだいた進歩したと思ひるのでありますが、この基本になります全壊あるいは半壊というもののとり方なんです、こういうようなとり方が少なくなつておると、たとえ六〇％と申ししましても、これは少なくなつてくるのであります。で、文部省のとつております全壊というものの解釈と、あるいは他の省、建設省でありますとか警察庁などは被害の報告をいたすのでありますが、そういう被害のときに全壊何戸とかいうような報告をいたしますが、そういう場合にとつております全壊というものの解釈と、文部省のとつております全壊の解釈とは違つておるのを見ておるのでありまして、従つて全壊を非常に厳重にとつておられるので、全壊に入ればよいような名前のをつけて、そして改築しなければ使えないようなものまで半壊といつて全壊から区別をしておる。文部省ではさらにその次には大破、いろいろ言葉をたくさん使つておられますが、こういうような段階をむすかしく作つて、全壊をかえつて狭めておられるような感じがいたすのでありまして、そういう点につきまして、ほかの各省が全壊として解釈しております定義と申しますか、解釈と、文部省の全壊という解釈とはどういふようになっておるか、それは統一されておるのかどうか、私はその点についておらぬのでありますが、その点につきましてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 他省の關係の言葉の定義は私実は詳しくところまで存じませんけれども、たとえば警察庁の報告の場合には、要するに住宅について、価格で全壊、半壊というのをきめておるというふうに承つております。たとえばその住宅の五〇％程度の被害を受けた場合には、これを全壊とするというふうなふうにしておるというふうに聞いておりました、また公営住宅の關係等におきましては、新しい住宅を建てるといふ見地から何戸やられたら何戸建てるといふような考え方全壊といふようなことを定めておるといふふうに、これは必ずしも明瞭でございませぬけれども、そういうふうな承つております。ただ学校の建物につきましては、そういうものも多少違ひまして、一棟にいたしましても相当大きな坪数のものがあるわけございまして、その一部分がこわれたからそれを全部全壊といふふうには必ずしもいかなないのではなからうかというふうに思つております。およそ災害復旧の場合に全壊はすべて各省共通の解

釈、半壊はすべて各省共通の解釈というものができれば取り扱ひ上は容易になるかとも思ひますが、学校の校舎の特別の特徴といふようなものもございしますので、現在では必ずしもそういうおらない実情でございします。

○吉江勝保君 どうも今の説明では納得がいきかねるので、改築をしなければもう使えないという程度のものであれば、これは文部省の解釈しておりますように天井が地べたにつかなければ全壊に見えないというふうな厳重な解釈をされずに、他の省でもとつておりますように、もうそのまゝの建物では使えないのだ、改築をしなければ使えないのだというより程度のものは全部全壊に入つてしまつて、そしてその全壊坪数の六〇％というふうになれば相当の校舎が改良復旧になるのではないかと、そういうような技術的な点ではあります、内部で改正されれば改められれば相当予算も取れるというふうな面につきましては、進んでお改めをいただきたいと思ひるのであります。

次に、草葉委員がお尋ねになつておりました公立学校の第二条の補助の關係であります、こういうふうな補助災害につきまして、公立の文教施設の被害額とその市町村の標準税収入との比較で特別な激甚地を指定する、こういうふうな説明があつたのであります、これを少し突つ込みまして、こういうふうな補助災害から漏れまして、こういうところの公立文教施設というふうなものに対して、今回の災害の特色としてそういう小災害を相当に今夜は救つていこう、こういうので非常に陳情を多く受けておるのであります

が、公立文教施設でこの標準から落ちましたもの、いわゆる小災害といふものにつかましての救済をする場合のその激甚地の指定につきまして、文教施設の被害とその市町村の標準税収入でその土地を激甚地といひますか、そして救済されますか、その場合におきましては、他の公共土木あるいは農地災害等の災害と一緒にあわせて救済されるのか、小災害の場合におきまして公立文教施設の救済される場合の取り方、それはどういふようになるのでありましようか。

○政府委員(小林行雄君) 今回の特別措置法で指定されない地域のものにつかましては、御承知のように公立学校施設災害復旧庫負担法という一般法で見られるわけでありまして、これにつかましてやはり適用除外がございまして、一学校ごとに建物、建物以外の工作物あるいは土地、設備、それ以外の一件のものがそれぞれ十万円をこえなければならぬ方でも補助の対象にならぬという制度になつておるわけでありまして、それではいわゆる小災害が救われぬといふわけで、今回の自治庁から提案されました文教施設等があるわけございします。この場合の激甚地といふようなことにつかましては、私も今のところまだ十分検討いたしておりません。自治庁とこれから話し合ふことになると思ひますが、そういう点を含めまして十分慎重に考慮をいたしたいと思ひます。

○吉江勝保君 その場合の小災害につきまして、公立文教施設といふときにはもちろん公立学校以外の社会教育施設といふものも小災害のときには一緒

にあわせて小災害で救われますかどうか。

○政府委員(小林行雄君) 現在自治庁から提案されておりますものの内容といたしましては、公立学校だけでございまして、その他の社会教育施設等はそれには含まれないように思つております。

○松永忠二君 最初に大臣にお聞きしたいのでありますが、文部省は、十月の十四日現在に出した十五号台風の文教関係災害が五十五億三千二百四十万円という額が出ておるわけでありまして、それから八号、十三号の豪雨及び台風七号の文教関係の被害として四億一千二百三十七万という被害が出ておりますが、この總計したものに、今度の十億といふ公立文教施設の關係、なおこの一億には足らない私学の關係の補助、助成といふようなことで一体この復旧が完全にできるのかどうか、こういう点についてどういふ根拠に立つてこういう十億という金がかえられたのか、こういうことについて大臣としてはどういふふうなお考えを持ち、検討をされておるか、それをお聞きしたいわけでありまして。

○政府委員(小林行雄君) ただいまお尋ねのございました十月十四日付の五十五億という数字は、文教関係災害の報告のすべての合計の数字でございまして、この中には国立文教あるいは体育保健施設、学校給食の關係、文化財といふようなものまですべて含まれておるのであります。その中で公立学校の施設といたしましては四十三億九千万という数字が上がつておるわけでありまして、これが十億という予算にどうしてなるのかといふお尋ねでござい

ますが、大体従来の状況から御説明申し上げますと、学校施設につきましては、一応被害の報告が出て参ります。これは必ずしも確定された申しませんが、一応の各府県の被害報告の集計でございまして、不動のものではないでございます。その後新たにそれぞれの学校につきまして、これこれの復旧をしたから国としてこれこれの負担金を出してもらいたいという国庫負担申請書というものが出て参ります。そうしますと、ある程度この数字が減ってくるわけでありまして、なおいずれの災害でありまして、大蔵省と文部省の専門の係官が現地に参りまして調査をいたします。そうすると非常に被害報告額の正確なところもございまして、中にはかなりまあ査定額に比較いたしまして膨大な報告額というものも出て参りますので、そういう関係からこの数字が相当減ってくるのが実情であります。現在の十億という予算にいたしますれば、これは二年間に復旧するわけでありまして、大体二十二、三億の数字になると思いますが、各府県から出て参っております国庫負担の申請の状況と比べて、決して、従来の実績から申しまして、私ども適度な数字とは考えておりません。これで十分まあまかな得るのじゃないかというふうに考えております。

○国務大臣(松田竹千代君) 松永さんの御懸念も私も同じように当初持ったのであります。すなわち、地方各府県から報告して参ります被害の総額とそれから査定額と、この対照して考えたときに、そこにあまりにその懸隔の大きいのに私も初め驚きました。これでは実際にやれるかどうかということ

いろいろな事務当局とも話し合つてみたのであります。が、何分にもわれわれとしては、正直に言つて査定側に立つて物を考えるチャンスが、経験がないわけでありまして、ところが、今管理局長から説明がありましたように、従来のたびたびの災害の何と申しますか、経験と申しますか、実績と申しますか、それらのことを十分に勘案いたしますと、特別の場合もありましようけれども、総合して考えますときには、やはりだいたいこれは減額されるものである。われわれは地方から出てくるものをすなおに受け取つておるのでありますけれども、決して水増しであるの、云々のというふうなことを考えておるわけではないのであります。事実においてはそういう実績が出てきておる。そういうことを勘案して考え、さらに今回はこれに対して四分の三という増率した補助率をもつて、さらに起債をもつて、さらにその起債に対する利子補給ということも見ていきますならば、大体これによつてほぼ目的を達成できるのではないかとというふうに考えております。

○松永忠二君 私、やはり今のような局長のお考え方ではなくて、相当被害の額は多いのだけれども、国の予算の關係でこの被害を國としてめんどうみるのができないために、たとえば、今問題になつていゝ激甚地の地域指定の問題であるとか、あるいは補助の、今小災害の問題も出てきておるのでありますけれども、それらについてもわれわれとしては不満な結果を政令できめざるを得ない状況に追い込まれていゝのだというのが真実のところであらうと思つておる。私が聞いたの

を反発する、言いわけをするというところではなくて、やはり不十分だけれどもというふうな点については率直にお考えを出したい方がいいのではないかと。そして事実上査定について、出してきておるものについてまた

実地査定の結果、査定額をまた何割と、きめ、またその後大蔵省との間に何割と、きめ、またまたそこで地域の指定等によつて落としていくために、いわゆるこの額にだんだんまとまつていくのだというのが実情だと思つて、そういう意味ではやはり相当被害に比べてみてこの予算では非常に不十分な点が多いし、おそろくあなた方は予備費で今後まかなつてもらいたいというふうに考えておられるものがあると思つておるわけ。そこで、たとえばここで社会教育關係の予算は別にここに出ておらないわけでありまして、要求としては、それからまた学校給食の問題等については要保護児童、要保護児童等の学校給食費の助成補助というふうな問題、あるいは学校保健法に基づく医療の補助という問題、そういうふうな要保護児童に対する補助の問題、特に学校給食費のごときは明らかに増額しなければできないものと思つておるわけ。こういうことはあなた方は予備費でこれを今後解決をしていくというお考えだと私は思つておるわけでありまして、大体どのくらいものを文部省の關係として、そのほか文化財の問題もそうでありまして、これらはどういふふうな考えておられるのか、予備費の中で文部省が今後解決をしていくと考へておられるお金の金額というのはいくらものか、これは

ういふ点をお一つお答えを願いたいと思つておるわけ。

○政府委員(齋藤正君) 第一点、お話を点でございまして、公立社会教育施設等、すなわち公立の社会教育施設とそれから公立の体育施設とございまして、これは補正予算に公立文教施設災害復旧に必要な経費の増加ということに入つておるわけでございます。なお予備費の關係では国立文教施設、それから文化財の關係、それから学校給食の關係で、災害によりまして困窮児童に対する給食費の補助の問題、これらは予備費で支出するということに話がついておる。

○松永忠二君 大体の金額を……

○政府委員(齋藤正君) 金額につきましては、まだ財務当局と折衝中でございますので、額を申し上げる段階には至つておりません。

それからなお災害によりまして困窮学生、生徒の育英の問題、これは育英会の手持資金等でまかなえますので、予算の關係では計上されておられません。

○松永忠二君 そこで、この地域指定の問題も実はあるものであります。これは後ほどまた具体的なものが出てくるわけでありまして、文教關係では地域指定の問題と同時に、先ほど話に出ておりました小災害の問題があるわけでありまして、同時にこれと関連をしまして、この復旧をする場合に、新築をするというふうな場合に、基準坪数の制限というものが出てきておるわけでありまして、これについても、やはり災害を受けた地域では相当その地域としてその地域の努力をして学校の建設をやつて、事実災害を受けて全壊をしまつたという場合において、これを新

たに復旧をしていくという場合に、やはりその基準坪数の制限というものが出てきておるわけでありまして、極端なことをいへば、努力をして一生懸命に基準坪数以上の学校をふやして充実にしていただくところが、災害を受けても何ら災害の補助の対象にはならないというふうな結果が出てきて、非常にその地域の父兄あるいは当局等も矛盾をこらうという問題について感じているわけ

です。こういうふうな問題については一体どういふふうな具体的に解決をしていくとするのか。二つのことについては、はっきり御答弁をいただきたいと思つておる。先ほど話に出てきております小災害については、地方公共団体の起債の特例に關する法律というものが、これは明らかにやはり地域指定をしていゝと考へておるわけでありまして、そうなるにつれて、先ほど何か有望なお話があつたのでありますけれども、もうすでにこれは明確になつていゝるのではないかとこのうに考へていゝるわけ。こういう問題については、文部委員會等でも大臣や局長に質問をした際にも、こういう小災害の問題はすべてこれによつて、起債によつて片づくという、対策がでるというお話で一応了解をしていゝたのでありますけれども、現段階においてはこれはほとんど見通しがないという、極端な言い方をすれば状況であるので、これはどうなつておるのか。今後大臣はどうしてこれを解決されていくとするのか、この問題が一つ。もう一つは、先ほど申しました基準坪数に対する制限というふうな問題について、どういふ方法でこれを解決されていくとす



によりまして、高等学校、大学、それ  
ぞれ三千ないし一千名以上の特別のワ  
クを設けたいとして、そして育英資  
金を新たに支給するという方法をとつ  
たのでございます。なおもう一つ、今  
度の特別災害によつて特別に被害を受  
けた地域は、相当教育学科関係の学生  
が多うございまして、これは平常の  
場合におきましても相当の数の学生が  
育英資金を受けておりますので、その  
点は今回の特別のワクと合わせまして  
実際に被害を受けた学生のかかりの数  
の方が育英資金を受けるようになって  
おります。今お話しした点でございま  
すけれども、育英資金の性質ではなく  
して、あるいは災害のために起こりま  
した学生の救済的な資金が要るのではな  
いかという御質問だつたと思ひますけ  
れども、今回の災害を契機にいたしま  
して、私どもも災害の実態にかんがみ  
まして、ひとり学生のみならず児童の  
集団疎開その他災害によつて当面起こ  
ります事象を救済するのには、現在のい  
ろいろな予算あるいは制度のワクでい  
いかどうかということについて検討を  
はかつておりますので、お話しした点に  
つきまして今後文部省としては十分  
検討して参りたいと、かように考へて  
おります。

○松永忠二君 最後に一つ私学の関係  
のことについてお尋ねするわけであり  
ますが、この私学について、やはり私  
学がそれぞれ今言ひ育英の資金の關係  
についても関係があることでありま  
す。で、こういうふうな問題、それが  
らまた私学が県から私学の助成金とい  
うものを相当得ているわけでありま  
す。授業料免除は、まあ公立の学校に  
ついては免除された授業料をその後ど  
ういう形で、あるいはそれが非常に多  
くなつた場合にはどういうふうな國家  
的なめんどうを見るかというふうな問  
題も出てくるわけでありまして、これ  
も、私学についてはどういふことは全  
然考えられないわけなんでありまして  
そういうふうなことから特にその私学  
の育英資金貸付というふうな問題につ  
いて、従来の私学と公立の学校との比  
率というものを全然度外視をして、こ  
の私学の貸付について大幅にやはり必  
要に応じて貸付金のワクを広げていく  
というふうな考え方を持っているの  
か、あるいは災害を受けた各県とも非  
常に財政的に困難をおぼるわけであ  
りますけれども、特に県が従来支給し  
ていた私学の助成金というふうな問題  
等についてこれを増加していくという  
ようなことについて、何らかの措置を  
政府として考へていくというふうなこ  
とを考へておられるのか。まあ現在の  
状態では、今お話ししたこの法律の  
律を作り、なお私学振興会の方からの  
貸付金をもつてこれの実施をしていく  
というところであるわけでありませう  
けれども、なお積極的な面、いわゆる私学  
における行政的な方面としてできる限  
度というものは、これに努力をしてい  
くというふうな方面についてお尋ねを  
して、私質問を終わりたいと思ひわけ  
であります。

○政府委員(小林行雄君) なるほどお  
話の通り私学につきましても、学生並  
びにその父兄が罹災をして就学困難に  
なつてくる者があるわけでありませう  
が、今回の災害につきましても、育英  
資金の採用にあたりましては、国公立  
立ともその設置者別で段階をつける。  
差別をするというふうなことは全然い  
たしておりません。採用につきまして  
は、やはりすべてを平等に扱つておる  
のでございまして。ただそれぞれ学生の  
父兄の家庭の基礎から申しまして、や  
はり私立の学生の家庭の方が比較的  
いいというふうなものが多いたるが実情で  
ございまして、しかし採用にあたりま  
しては、国公立の差別は全然いたし  
ておりません。

なお、府県からの助成金ということ  
でございまして、これにつきましても  
は、私ども特にこれを大幅に出せとい  
うふうなことは言うておりません。実  
際に授業料の減免等を行なうというこ  
とによりまして、学校の経営に支障を  
きたすというふうなものにつきまして  
は、私立学校振興会の経営費の融資、  
経営費の貸付金というふうなことでま  
かなくて参りたいと思つております。  
○森八三三君 一般的な災害と文教政  
策の問題は、ただいま議題になつてお  
りませんので、そのことは他日にいた  
しまして、今議題になつておる二つの  
法律を中心としてお伺いをいたしま  
す。

私文教のことにはつまびらかでありま  
せんが、災害に関連いたしまして各種  
の特別立法が関係省ごとにいろいろ提  
案されております。そういうものを総  
合的に眺めていきますときに、大臣  
がしつちゅうおっしゃつておる文教  
のこととはほんとうに大切だということ  
と、ここに出ておる施策とは非常に  
違つた結果が出てきておるようにな  
ります。と申し上げるのには、極端  
に申し上げるれば、大臣は非常に文  
教関係のことを重視しているのじゃな  
いかというふうには私は受けとれる。と  
申し上げるのには、各種の特例に  
よつて被害甚地に對しましてはおお  
むね国の助成は十分の九という対策を  
とつておる。ところが今回のこの法律  
では負担法の三分の二を四分の三に上  
げたというところは一步前進ではありま  
す。であります。他の関係省のとなつて  
いる法律はいずれも十分の九になつて  
いる。四分の三というところはこれはど  
ういうことであるのか。同じ政府のも  
とに行なわれる災害対策について、こ  
こに非常にへんばな扱い方がありとい  
うように私は考へるのであります。こ  
れは大臣一体どう考へておられるの  
か。

○國務大臣(松田竹千代君) 他省と比  
べて、他省は十分の九までいっている  
のに、文部省はそこまですべておらぬ  
ではないかと考へられるよりであります  
が、従来の災害の場合の文部省とし  
てのいろいろの予算の立て方等につ  
いて多少違つたところがございするけ  
れども、実質的には災害復旧に對して何  
ら文部省だけが特に少なきに失する、  
予算のとり方が少なきに失するとい  
うようなことはないと私は承知いたし  
ておるものであります。全部をいろいろ  
のことを勘案いたしまして、總體的  
に、究極のところはほほ他省と少しも  
遜色のない形になると思つておる次第  
であります。

○森八三三君 そういふふうに抽象的  
におつしやつても、具体的に四分の三  
と十分の九は違ふんでしう。私が学  
校で習つた算術では違ふんでしう。總合  
的に四分の三と十分の九が一緒になり  
ますか。これはならぬでしう。文教  
のことがほんとうに次の世代を背負つ  
ておる次代の日本國民を養成するため  
に大切なんだ、こうおつしやつておる

が他にはあるのです。そのときに、三分の二を四分の三でいいんだおつしやることは、どうしても私には了解しかねる。こういう法律が出ておるのですから、今ここでこれをどうしろと言ったって非常にむずかしいと思いますが、まだ法律は結論にいつておるわけじゃない。これから審査の過程にあるのですから、大臣、どうですか、これは十分の九にすることに賛成でございすか。どうしてもそれはいかぬとおつしやるのか。いいとおつしやるなら、どうしてもいいという理由を一つあげてもらいたい。

○国務大臣(松田竹千代君) 文部省だけが他省に比較して、他省は十分の九になっておるのに、それ以下でそれとよいかという、私も決してよいとは考えておらない。これは文部省の従来からのやり方によつてそれに基つて今度の予算の要求をいたしてありますけれども、しかし、それによつてわれわれといたしましては、災害がほぼ完全に復旧できるといふ確信を持つておりますから、ある場合には九割以上にいく場合もありはせぬかと、かように感じられるわけでございます。これは四分の三の補助率、並びに残金はすなわち起債により、さらにその起債に対する元利補給ということをもつていたしますならば、ほぼそういふことになつてくると確信しておるわけでございます。

○森八三三君 それは、ほかの方も十分の九を出して、残りの十分の一は全部公共的なものについては起債を認めておるわけですね。しかも、その認めた十分の一についても、元利は国が補給するといふ建前になっておるんです

よ。今、その残額について国が責任を持つ、起債を認めるんだから百分の百の復旧はできるのだから、それで文教のことはよろしいと、こつこつしゃる。形式はまさにそうなんです。ですが、その残りの四分の一というものを都道府県なり市町村が負担をするといふことは、後年度におけるその市町村、都道府県の一般財政のやりくりの場合に非常に問題が残つてくるのです。今、激甚地に指定をしてほしい、補助率を上げてほしいということが都道府県、市町村の関係の諸君から盛んに言われておるゆえんのものは、そこはあるのです。補助金なり何かで措置をされておくとの特例的な起債でまかなつてもらふのと、この二点において同一の結果が生まれます。完全に百分の百の復旧はできます。できますが、地方の負担に残る部分が国の責任で補完されるという建前であつたといふたし、後年度におけるその市町村の財政の上に非常な圧迫があつて、これは地方自治庁でいろいろ交付金や特交や査定される場合に、条件としてそういうことが出てくるんです。委員長も地方自治庁長官をやられたのだから、委員長に聞くといふと、そういうからくりがちゃんとわかると思ひますが、聞くわけにいきませんけれども、そういう点を考えられるといふと、やつぱり並びをとななければ、同じ公共的なことについて一方では十分の九、一方では四分の三といふこの姿は、どうしても受け取る側から見るといふと、へんばだといふことはこれは免れない。へんばだといふことは、文教に對して情熱を傾けておらぬといふことに言われまして、これはどう

も抗弁の余地がないと思う。これはまだ結論へ行つておらんですから、結論が出るまでにもう一ぺん一つ十分御再考をお願いしたいと思います。私も十分分にはそういう点は今後努力をしていきたいと思ひます。

その次にお伺いするのは、同じような意味において、公立学校については、これは不満足であります。四分の三、それから五割の方の社会教育施設に對しては三分の二、同じ公立の学校とそれから社会教育施設、目的が多少違ひます。違ひますが、大きく申しますれば、ひとしく文教の施設であることは間違ひない。これについても同じ文部省の中で、学校は四分の三だが社会教育施設の方は三分の二、こつこつに区別をされましたのは、何か理由があるのですか。

○国務大臣(松田竹千代君) 公立学校の方は、主として義務教育という建前で必然的に四分の三という少し高い率になる。それに比して社会教育施設、これとてお話のように文教に關係がある重要な社会施設でありますけれども、これは建前としてはやや違ひと思ひます。たとえば、公民館にしても体育館にいたしまして、ひとしくわが国の地方における自治体として、ある所もあればない所もあるといふやうな実情でありますから、そこに全く同一の形はとり得なかつた事情もあるわけでありませう。

○森八三三君 学校は、確かに義務教育の生徒児童を収容する場所でありませう。社会教育施設は、一条の第二項にあつておるやうに、体育館、運動場、水泳プールといふやうなもので、直接学業を教える所ではありませんが、そ

の学業を十分受けてつづかな国民として果立つていきますためには、これは学校の教室と性格的に私はちつとも変らんものだと思ふ。からだだがふにやふにやしてつづかな人ができようはずはございせん。体育館とか運動場といふものは、児童生徒を収容する教室と同じ形において必要なものだけ考へていかなければならぬと思ふ。それが違ひという考え方に立つておるところに私は非常に考えが間違つておるやうな氣持がするんですが、これは予算の關係とかさういふことでやむを得ず退却されたのか、あくまで大臣が児童生徒を入れる学校と、その児童生徒の本格的な体育を完成させるために要するやうな運動場とか体育館といふものとは違つていいんだといふ基本的なさういふ感覚にお立ちになつておるのかどうか、もう一ぺん承つておきたい。

○政府委員(小林行雄君) 学校施設は御承知のように教育の一番基本になるものでございまして、確かに学童にとりまして、この社会教育施設または体育施設等も補完にはなるわけでございますけれども、必ずしもその間に評価上差等が全然ない、同等のものであるといふ方には言い切れなないと思ひます。従つて、率が同じであつてはならぬといふやうにも考えませんけれども、その間におのずから差等があつてもまたやむを得ないのじやないかといふやうに思ひます。

○森八三三君 やむを得ないといふ考へが、災害を復旧する場合に私にはどうしても理解がいたしかねるのです。これは、私は全く児童生徒の教養のためには、学科を教える教室と、その体

育を完成していくために重要な運動場だとか、体育館といふものは同じ内容を持つて取りたいと思ひます。一つ家について例を取りまして、座敷はきれいにしなければならぬが、台所はきたなくていいという筋合いのものではないと思ひます。ややとするとさういふ觀念がないと言へぬと思ひます。日本人に。そのことが非常にあやまってあるんです。むしろお勝手なんかはきれいにして、衛生的にもりつづなもの、りつづとやうと誤解がありませうが、完全なものといふことの方が、非常に生活の上には大切だと思ふ。ところが、どうしても教室の方だけにはりつづにしたいが、それ以上に非常に重要な使命を持つていられるであらうと思はれる。こつこつと考へ方から、第二義的なもの、追いつた考へ方から、第二義的なものに追いつていられるといふ感覚が、この予算、法律の上にも出ていられるやうな氣がしてならぬ。こつこつと十分再考をお願いしたいと思います。これも意見の相違でございしますので、他に譲ります。

その次に、この法律の適用について、施行令の第七条を基準としてやられるのかどうかといふことであります。この点につきましても、他の省の關係では、たとえて申しますと農業災害等によりますと、普通の場合には十萬圓以下のものは国の補助対象にはしないといふことになつておりますが、今回は農林省から出てくる案によると、三萬圓までそれを切り下げた。この補助対象にするといふやうに、災害といふ特別の事態に即応して補助対象の金額といふものを切り下げてい

る。この場合に負担の適用の範囲を三

万円とか五万円まですくい上げていくように御考慮になりますかどうか、現在の施行令そのものをそのまま当てはめていくということなのかどうか、もし施行令の原則をそのままに当てはめようという感覚であるならば、これはまた文教施設の復旧について、他の同じ政府内部における省との関連において、文部省は不当な扱いをしているというように言わざるを得ないと思うのであります。その関係はいかがなものでありますでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 適用除外につきましては、一般法である国庫負担法施行令の適用除外をそのまま準用して参るつもりであります。ただ、それにひつかからない、いわゆる微少の災害につきましては、先ほどもお尋ねがございましたように、特別の起債の特例法ができましたので、それで救済することになったかと思ひます。

○森八三三君 結局は、最初申し上げたと同じことになるのですが、基準を引き下げて補助対象にすくい上げてやるということ、原則の施行令の範囲をそのまま適用をして、その足らざる部分は起債で補うということとは、今の現時点においては同一の効果が出ます。出ますか、後年度における町村の財政負担等との関係において非常な違いが出てくるということも御考慮にならなければいけません。結局、その市町村民が、今、現時点において復旧したことによつて、他日に民政の圧迫を非常にこうむるんです、これは。その法の負担のために、新しい施設をしようとしても、もうそれは自治庁の方の査定で削られてしまふ。そんなことをやるなら勝手にしない、そのために国

の交付金の対象にその分はいたしません、あるいは市町村の吏員の俸給を他の町村と同じように引き上げようとしても、君の町村はストップだということに、他日にその被害というものは町村に及ぶのです。文部省としては、今ここでこの程度の特例で十分やれるとお考えになっておられますことが、そういう町村に對しましては、他日に非常に困難をしいていくという結果になるということを十分一つお考えなさらぬと、これは思わざる問題が起きると思ひますので、十分一つ御注意を願ひたい。施行令のそのことにつきましても、今なお考案中でありまして、考えていただく余地はあると思ひますので、それは他の省との関連を十分お調べになつて、適用範囲を拡大していくということ、政令その他で御考慮をいただきたいと思ひます。いずれ本法の本格的な審査をするときに、そういう点についてどういふように御考慮なつたかを、さらに私にお尋ねをする機会を持ちたいと思ひます。

それから、この国庫負担の対象ですね。対象は学校ということになるわけでありまして、その学校とは一つの単位をとられるのか、学校という名称の中に包括せられる分校、分教場というものも含めて施行令の単位に当てはまりますれば、それを単位として採用されるのかどうか。表現がまずいかもしれませんが、何々学校というもののものに分校、あるいは何か含まれれば、そういうものを含めて被害額が一定の額に達すればすくい上げるということなのか、分教場は分教場、本校は本校というふうに分解してお考えになるのかどうかお尋ねをします。

○政府委員(小林行雄君) 従来の災害復旧につきましては、この分校は独立校として一校として取り扱つておりますので、今回もその例にならつて参ります。

○森八三三君 そういう点について、今の公共土木の場合にも、一カ所の災害十万円とか二十万円の限度がありますが、それが五十メートルとか百メートルの範囲に含まれるものであれば、必ずその一カ所に、あるいは二カ所、三カ所に総合して国の単位に含まれるという措置がとられておるので、校舎と校舎と一つ一つ区別するということにもこれはへんばがある、不公平があるというように指摘せざるを得ないです。これをずつと伺つていきます、大臣は、口では文教政策は非常に大切で、他のものに優先をして一生懸命やるとおつしやつていますけれども、災害復旧に關しましては、今ここに出てくる二十数種の法律に出てくる他の省との関連においても、ほとんど大部分のものがおつしやる通には措置されておらぬ。しかも国民の目から見ますと、非常にへんばな待遇になつていて、そういうにしか受け取れない。それは四分の三、十分の九という比較においても、あるいは施行令の限度の關係においても、あるいは今言つた本校と分校との關係においても、いずれも他の省では、必ずしも一カ所という解釈が一カ所ではなくて、一定距離内に存在する数個のものを総合して、政府の補助対象限度に達すればそれを対象にするという措置が行われていて、それから単位にいたしましては、基

本法では十万円を三万円に引き下げて、それから二分の一を十分の九の補助率に引き上げているという例等が存在しているのです。こんなことは同じ政府の部内ですから、これを文部省の諸君が御承知にならぬはずがないでしょう。そういうことを御承知になつておられながら、こういうへんばな待遇をされておられることを遺憾と申し上げざるを得ない。そういうことを一つ総合的に再考を求めないのであります。それから最後に一つ伺つておきます。第四條で、一項の方では原則として復旧というものをいつている。二項の方では改良復旧を目的とするといつておられるのですが、一体文部省はどちらをおやりになるのですか。原形復旧――四條の一項の方を原則的に採用されるのか、四條の二項を原則的に推進されるのか、四條の二項を原則的に推進されるのか、文部省がそんなこととはどつちでもいい、その關係の市町村なり都道府県が希望する方をとつていくのだという程度なのか、どつちを一体文部省としては指導方針として推進をされようとするのか。

○政府委員(小林行雄君) 制度の建前をいたしましては、ここにございますように、原形復旧ということが原則でございまして、これは大体まあ災害復旧の場合の各省共通のいき方でございますが、ただ、公立学校等につきましては、御承知のように、まあ従来非常にこれを改良して、鉄筋コンクリート造にしたいといふ要望も非常に強く出ております。また今回の事例におきまして、この鉄筋コンクリート造の校舎が避難所として非常に効果を發揮したというやうな事例もございまして、そういう面も考えまして、もちろん再度災害が起るといふやうなことは望ましいこ

とではありませんけれども、そういう懸念がありますやうな所等に対しては、この際、予算の範囲内でできるだけ改良復旧をして参りたいというふうな考へて第二項を入れておるわけでありまして。

○森八三三君 将来再び災害が起きないやうにとだれしも望んでおるのです、が、現実に災害が起きたのですから、そういう地点というものは、他の地域に比べれば、また再災害の起こる可能性の存在する地点と見なければならぬと思ひます。常識的には、だからそういう地点の復旧については、改良復旧と申しますが、四條二項の方を重点的に私は推進するべきである。そうすると、予算の方にまあ影響がくるから、そこでまたもとに戻つてきて、従来の木造でやらせようということになつてしまふ。それでは私は非常に不満な結果が生まれると思ひます。また国費を浪費するといふ欠陥も、予測したくはございせんが、起る可能性があるということですから、四條二項を中心、これを基に復旧の推進をはかるべきであると思ひます。大臣、そういうふうに措置されますかどうですか。まあやっぱり予算が取られるから木造でやつておられるけれども、こういうことなんですか、どうなんですか、一体。

○国務大臣(松田竹千代君) 今回の公立学校の災害の場合、至るところで、これを改良復旧にした方がよろしいという意見は、ほとんど一致した意見でありまして、今日では改良復旧でなければ学校はいかぬということが合言葉のようになっておることもよく承知いたしておられます。従つて、これまで

の従来の例にはないほど、改良復旧の点については、その六〇%まではそういうことにせよ、激甚地においてはやうに。また従来の例には従来例がなかったものでありますけれども、これも三〇%までは改良復旧へ持つていく、こゝういふ考えでありまして、大体の方針としては改良復旧をできるだけ多くやりたいという考えであります。

なお、原形復旧の場合は、いろいろな観点から有利である、またその地方の設置者の立場から考えても、その方がよろしいといったような場合もあり得ると考へるのであります。そういう所はむしろ原形復旧ということになりますけれども、大体の方針としては改良復旧へ持つていきたい、かように考へておる次第であります。

○森八三二君 最後に、私の申し上げました具体的な今質疑を通して、文教政策の災害復旧の施策が、同じ政府の中で他の省でとられている対策とは異なりまして、非常に退却をしているという現実を、今、大臣も御承知になつたと思ふのであります。こういう事態を改めようという点について、今こゝで確言をしようといふとは思ひません。御考を願ふのであるか、もうきまつたからこれはやむを得ないという程度にお考えですか。その辺いかがでございますようか。

○国務大臣(松田竹千代君) 文教の問題に非常に熱心に御心配して下さることに對しては、まことに感謝にたえません。お話のように、他省と比較してもう一つ文部省の文教に対する主張が鈍いのではないかとおしかりでございますが、この点は、先ほど申し上げ

ました通りのような形で参つていたのであります。しかし、お話をことに熱心な私どもの担当している仕事に對する御理解の深きに傾聴をいたしまして、できる限り御趣意に沿うようにいたして参りたいと思へます。しかし、私は文教の問題は、やはり義務教育費国庫補助の問題にしても、地方と国と半々で持つていくというこの建前から申しまして、やはり地方も地方としてある程度直接にこれが復旧に負担されることはいいのではないかと考へる。それは文教のことに対してすべ

は、必ずしも最適な考え方であるかどうか。むしろ地方の負担がふえていけば、すでにこれまでもあります。これに、やはりその災害に對するこれが利子補給なり、あるいはたな上げ制度といふものをやつた例を見まして、やはりこれは国と地方とがまあ健全な財政をやらなければいかぬ。あるいは国家だけが健全な財政で、地方だけが赤字財政でいくというやうな姿はこれはよくない。これはやがて税制の根本的な改革でもやるやうなことをやつて、まあ健全な財政の持ち方をやつていかなければならぬ、かように考へるものであります。しかし、今の現段階におきましては、地方の困難に對しては、あるいは交付金なり、交付税なりをもつて適當に措置していくといふ形をとつていくより、現在にかゝうに考へておる次第でございます。

○斎藤昇君 一点だけ伺ひたいのですが、ただいま森委員が最後に質問されました改良復旧に關する件であります。この四二条二項は災害国庫負担法にはないと思ふのですが、三分の二の国庫補助をする場合においても、この改良復旧を認めることが適當じやないか。地方でも非常に要望している。また実際に即して適當ではないかと思ふのであります。文部省、この際に、災害国庫負担と同時にこの四二条二項をつけ加えて改正案を出すという御意向はお持ちでございせんか。

○政府委員(小林行雄君) 御指摘のございました点、確かに四二条の第二項は一般法にはない規定でございますが、これは昭和二十八年災のときには出た前例もございまして、そういうことは、御承知のようにできるだけ一般整備の場合におきまして、鉄筋コンクリート造または鉄骨造を奨励するといふ意味から、予算の積算等も徐々ではございまして、できるだけふやして参つておりますので、この際、二十八年災のときにあります条文をそのまま残して、やはり鉄筋造または鉄骨造を奨励するといふことが妥当であらうと考へて、この規定を入れたわけでございまして、もちろん一般法の場合にもこれがなくても、ものによつては改良復旧といふことを認めておりますが、現在のところ、特に予算の点から申しまして、一般法の場合にはこの主張を入れるほどにはなつておりませんので、一般法の一部改正を出すという考へは、現在のところ持つておりません。

○斎藤昇君 二十八年災害のときには、これは議員立法でありましたから、従つて一般法にまで考へが及ばなかつたのじやなかろうかと考へます。この特別措置法は、激甚地といふまでも、先ほど御説明がありましたように、当該市町村の負担能力を勘案をして補助率を高めようといふだけのことでありますから、四分の三の補助はもらえなくても四分の二の補助でこの災害復旧をやる所はたくさんあるわけですから、こゝに、いつも台風にさらされる所は、この際に鉄筋に直すといふように私は奨励の立場をとられることが必要であると思ひます。この法案を出されるときにお気づきがなかつたならば、一つ御再考をいただきたい。かように思ひます。

それからあと希望であります。第一項の原形復旧を査定をいたします場合に、全壊、半壊の議論も先ほど出ておりましたが、今までの査定基準は酷であると感じております。今度の災害は長期にわたつて洪水をいたしておる地域が相当多いのであります。この長期洪水をしてる学校といふものが、おそらく今までの査定基準からいへば、これは半壊にもならぬといふやうに外形的に見られる所もありまして、しかしながら、実質は相当違つておる。今までの形式的な査定基準と違つた何ものかを入れてもらわなければならぬのじやないかと思はれる節も多々あります。ことに洪水地帯は海面より低い所でありまして、学校の位置を変えよう、あるいはその敷地をかさ上げをしようといふやうなことで、これは全壊——形の上では全壊

ではありませんけれども、全壊と同じやうに取り扱つてもらわなければならぬ所が多々あるのじやないかと考へます。その点、一つ大臣並びに局長におかれても深甚の御考慮をお払いいただきたいと御要望申し上げておきます。

○小平芳平君 だいたいは先ほどの質問の蒸し返しで恐縮でございますけれども、宗教法人の被害状況についてというこの資料が提出されました。それに対する草葉委員の質問に對してのお答えが、宗教法人を、被害額が十一億にもなるのだから、少しめんどうを見てやるかのようなお答えがあつたのでございまして、このことについて、大臣からはつきりお答え願ひたいと思ひます。でございますが、宗教が国家で保護されてはならないとか、宗教が国家に保護されて墮落したといふやうなことは、ちろん常識でございまして、また災害があつた、裸になつて民衆を救うべき宗教が、国家から保護してもらいたいといふやうなことも、常識で考へてもまことにおかしいことだと思ふのでございまして。また憲法でもいかなる宗教団体も、国から特権を受けるものではないといふふりにはつきりしているはずでございます。そのことについて一つお答え願ひたいのであります。

○国務大臣(松田竹千代君) 実は先ほどどういふ答弁であつたか、私は聞き漏らしたのであります。私も大体あなたのお考えと同じやうな考へ方である次第であります。

○政府委員(齋藤正君) 先ほどのお答えにいたした点を宗教団体と憲法との關係から見まして、公の補助金を国家が与えるとか、あるいは先教法人のみに

特定の融資が行われるということは、これは困難であるということを申し上げたのでございます。ただ、被害が実際に及びまして、これが一般の中小企業その他に及ぶような金融の措置、あるいは一般の個人に及ぶような住宅復興の金融の措置というようなもので、これは宗教法人なるがゆえにややもすれば閉鎖される、こういうことで宗教活動に従事されている教職の方が、お困りであらう、こういうことでございますので、その意味の連絡を各府県にいたしたということでございますので、大臣がお答えいたしたと全く同様でございます。

○栗山良夫君 大へんおそくなりましたので、簡単に先ほどの質問の中で私が十分に理解し得なかつた点が一点ありますから、その点をたしたいと思ひます。それは、公立学校の方の法律の第五条、社会教育施設の補助、それから私立学校の第二条の補助の問題であります。これは草葉委員から質問があつたのであります。そのときに、政令に定めるところによつて個々の個所を調べ上げて、二分の一の補助をする、あるいは五分の一よりましては三分の二の補助をする、こういうことになるのであります。そうしてそれをずつと積算していつた結果、予算の限度までできたときには、それからあとの部分については打ち切りとなるのか、あるいはその部分は通常予算の方へ移行をするのか、そのところがちよつと明確に私聞き取れなかつたものであります。伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) 第五条の社会教育施設の方についてお答え申し上げます。

ます。社会教育施設につきましては、個々の具体的な施設の被害状況というものがあるがまだ精査されていないという現状であります。従つて、この法律によりまして、「政令の定めるところによりて」と申しますのは、これは一定の公立学校と同じように、除外例がある程度設ける予定になつておりますが、それを除外例を作りまして、それ以外のものににつきましては、やはり個々の具体的な施設を個々に調査いたしまして、そうして予算の範囲内におきまして三分の二を補助するという建前をとつていくわけでありまして。ただし、これは一応予算の問題になつて参りますけれども、来年度の予算の問題もございまして、またこれは金額の問題になるかと思ひますけれども、ある程度のことではあります。予算金の問題でもこれは多少処理できると私も考えておりますので、そういう意味で具体的に個々の施設の被害を精査いたしまして、そうして三分の二の補助をする、こういう考え方であります。

○栗山良夫君 私、端的に伺ひます。政令に定めるところによつて除外規定がきめられる。それを除いた部分については、罹災者の方からいへば三分の二なり二分の一の補助を受ける権利を持つわけですが、法律的にその権利を持つていけるものに對して、予算の限度まできたからその権利を放棄しろ、という格好が出やしないか。予算の総額が足りないからそういうことがありはしないかというのを念を押しておるのであります。ほかのことはいひません。これは大臣から一つ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(松田竹千代君) ただいまの御心配はないと確信いたします。

○栗山良夫君 それでは具体的にどうされるわけですか。もし実際の権利を主張する人の額が予算額より超えたときはどうしますか。

○国務大臣(松田竹千代君) それはこゝとは半額、明年度は半額といういき方をやつております。もちろん一年を通じて……。

○栗山良夫君 通常予算の方にやられるのですかと聞いたのですがね。それをはつきり言わぬものだから。

○国務大臣(松田竹千代君) そういうことです。

○栗山良夫君 それは承知しました。それからもう一つは、今、森委員、斎藤委員から熱心に公立学校の問題について、第四条の二項で、要するに学校校舎のコンクリート化、鉄筋化の主張がありましたが、私も全面的に両氏の意見に賛成なものです。ところが文部省の方はどうも割り切つた返事をされないで、もう一度文部省の方の思想を統一して割り切つていただくために、私からもその点は強く要請をしておきたいと思ひます。なぜそういうことを申しますかと思ひます。なぜそういうことを申しますかと思ひます。なぜそういうことを申しますかと思ひます。

○栗山良夫君 大體いけないうじやないかと思ひます。それは、原形に復旧するものとみなす。というの二十八年度の慣例に従つてやられたというのですが、二十八年から以後今日までの間に、文部行政がだんだん変わつて、木造建築から普通の所でも恒久建築にしたいという思想が発達してきているわけでしょう。ですから、こういうあくまでも旧態を維持するような表現でなくて、今度の場合に特定のものについてはコンクリート作り、鉄骨作りに改める

改良復旧を認める、そういう私は積極的な指導方針の打ち出し方を法文ですべきだと思ひます。ここにもその考え方が全然違う。「原形復旧とみなす」というのと、そうでない改良復旧を認めるというのと、改良復旧とすべきであるというのと全然これは考え方の違ひがある。特に私は斎藤委員も力説せられました。現に今度の災害の中でゼロ・メートル地帯というのがあるわけですから、これははつきりあるわけですね。ゼロ・メートル地帯においては、今後もし不幸なことが起れば同じようなことが再現する。しかもそういう所には一般市民の避難場所もないので、そういう避難場所の対象にもしなければならぬということも、先ほど御答弁があつた通りであります。そういう意味でありますから、少くともゼロ・メートル地帯においては、こういうものを積極的に文部省が推奨して、木造建築は鉄筋作りなり、鉄筋コンクリート作りは改良復旧をしていく、そういうやり方は基本方針を打ち出して、地方公共団体もともに指導していかれるということが必要ではないか、私はそういうことを申します。なぜそういうことを申しますかと申しますと、こういう非常に漠然たる規定でやつておられますと、地方公共団体の財政いかによつては、ゼロ・メートル地帯でコンクリート作りをせよともしなきやならぬと思つた所を木造でやつてしまふのですよ。これをとめる方法はこの法案ではありませんが、やつてしまふ、そういうものと同じことをもう一度繰り返すことになる。費用がないから海岸堤防をも少し高くしておけばいいのに、原状復旧をやつて、もう一べん高潮で決壊を

させると同じような現象を起すわけですね。この点は文部省としては、私を交えて三人の委員が力説をしたわけでありまして、従つて考え方を一つ変えていたいただきたい。この点を要望しておきます。

○国務大臣(松田竹千代君) 今度の災害の深刻な経験に徴しても、先刻申し上げました通りに、地方民の改良復旧に対する要望の熾烈なものがあることをよく承知いたしております。従つて、特定の場所あるいは周囲の環境、また災害を受ける可能性が強いと思われるような箇所等につきましては、特別に改良復旧に指定してやつていきたい。こういうふうに考えております。

○委員(長(都)一君) 文部省関係法律案に關しましては、なお質疑もあろうかと存じますが、これを復旧に譲ることといたします。

次回は明十二日午前十時より開会いたし、農林省関係法律案について御審議を願ふことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

昭和三十四年十一月十六日印刷

昭和三十四年十一月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局